

10. 地域環境活動

(1) 市町村における環境保全活動

- *平成17年2月11日 鴨川市と天津小湊町が合併し、鴨川市となった。
- *平成17年3月28日 柏市と沼南町が合併し、柏市となった。
- *平成17年7月1日 旭市、海上町、飯岡町及び干潟町が合併し、旭市となった。
- *平成17年12月5日 夷隅町、大原町及び岬町が合併し、いすみ市となった。
- *平成18年1月23日 八日市場市と野栄町が合併し、匝瑳市となった。
- *平成18年3月20日 富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町が合併し、南房総市となった。
- *平成18年3月27日 成田市、下総町及び大栄町が合併し、成田市となった。
- *平成18年3月27日 佐原市、山田町、栗源町及び小見川町が合併し、香取市となった。
- *平成18年3月27日 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町が合併し、山武市となった。
- *平成18年3月27日 横芝町と光町が合併し、横芝光町となった。

ア 市(町村)民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	昭和59年10月20日 豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓い
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。平成7年6月29日都市宣言
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	平成12年7月5日 市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。
袖ヶ浦市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 平成3年6月14日宣言
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として平成8年10月6日に宣言を行った。
沼 南 町	環境保全宣言	立看板設置、懸垂幕、横断幕を掲示し、PRするとともに、広報誌掲載、不法投棄パトロールを徹底する。平成元年9月18日宣言
横 芝 町	横芝町民憲章	郷土の恵まれた自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくりましょう。

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉県環境基本条例	H06/12/21
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13/09/27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10/07/03
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H09/03/31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15/12/24
野 田 市	野田市環境基本条例	H08/07/31
佐 原 市	佐原市環境基本条例	H12/03/30
茂 原 市	茂原市環境条例	H10/04/01
成 田 市	成田市環境基本条例	H09/03/31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H08/12/24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12/12/27
八 日 市 場 市	八日市場市環境基本条例	H08/12/17
旭 市	旭市環境基本条例	H17/07/01
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11/09/28
柏 市	柏市環境保全条例	H13/09/28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11/12/22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48/03/31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13/07/02
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10/11/24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H09/10/01
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17/02/11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境保全基本条例	H05/12/22
富 津 市	富津市環境条例	H16/03/26
浦 安 市	環境基本条例	H15/10/01

市町村名	名 称	制 定 日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H09/09/29
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11/12/27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10/04/01
印 西 市	印西市環境基本条例	H11/03/19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12/06/30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11/03/25
沼 南 町	沼南町環境基本条例	H14/03/27
栄 町	栄町環境基本条例	H10/12/11
大 栄 町	大栄町環境条例	H15/09/30
山 田 町	山田町環境基本条例	H09/10/01
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15/03/07
海 上 町	海上町環境基本条例	H14/07/01
大 網 白 里 町	大網白里町環境基本条例	H14/03/29
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10/06/26
長 生 村	長生村環境条例	H12/03/10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10/12/09
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H08/12/19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48/06/27
大 原 町	大原町環境基本条例	H13/03/13

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉県環境保全条例	H07/10/02
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13/09/27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10/07/03
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14/12/27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47/10/02
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12/12/20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47/04/01
野 田 市	野田市環境保全条例	H08/07/31
佐 原 市	佐原市環境保全条例	H12/03/30
茂 原 市	茂原市環境条例	H10/04/01
成 田 市	成田市公害防止条例	S47/03/30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11/09/30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13/03/07
八 日 市 場 市	八日市場市環境保全条例	H09/03/25
旭 市	旭市環境保全条例	H17/07/01
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45/04/01
柏 市	柏市公害防止条例	H13/09/28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11/12/22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10/03/23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47/06/20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47/04/01
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H09/10/01
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17/02/11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47/10/05
君 津 市	君津市環境保全条例	H15/03/28
浦 安 市	浦安市公害防止条例	S47/03/24
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47/12/21
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11/12/27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10/04/01
印 西 市	印西市環境保全条例	H11/03/19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46/12/22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47/07/04
酒々井町	酒々井町公害防止条例	S51/06/25
印 旛 村	印旛村公害防止条例	S53/03/27
本 埜 村	本埜村公害防止条例	S60/03/08
栄 町	栄町環境保全条例	H10/12/11
下 総 町	下総町公害防止条例	S47/03/21
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47/07/10
小 見 川 町	小見川町公害防止条例	S47/03/16
山 田 町	山田町環境保全条例	H09/10/01

市町村名	名 称	制 定 日
栗 源 町	栗源町公害防止条例	S47/07/14
多 古 町	多古町公害防止条例	S47/05/13
干 潟 町	干潟町公害防止条例	S59/12/21
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47/03/17
海 上 町	海上町環境保全条例	H14/07/01
飯 岡 町	飯岡町公害防止条例	S47/03/08
光 町	光町公害防止条例	S47/03/10
野 栄 町	野栄町公害防止条例	S47/03/08
大 網 白 里 町	大網白里町環境保全条例	H16/06/15
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48/03/13
成 東 町	成東町公害防止条例	S48/04/20
山 武 町	山武町公害防止条例	S47/03/17
松 尾 町	松尾町騒音防止に関する条例	S30/06/14
横 芝 町	横芝町公害防止条例	S60/10/01
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47/06/16
一 宮 町	一宮町公害防止条例	H02/03/14
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10/06/26
白 子 町	白子町公害防止条例	S53/12/20
長 南 町	長南町公害防止条例	S46/12/20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H08/12/19
夷 隅 町	夷隅町公害防止条例	S59/06/26
大 原 町	環境保全条例	H13/03/13
岬 町	岬町公害防止条例	S49/12/25
富 浦 町	富浦町公害防止条例	S47/03/15
富 山 町	富山町公害防止条例	S47/06/16
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47/03/02
三 芳 村	三芳村公害防止条例	S47/03/26
白 浜 町	白浜町公害防止条例	S47/03/13
千 倉 町	千倉町公害防止条例	S47/03/22
丸 山 町	丸山町公害防止条例	S47/03/21
和 田 町	和田町公害防止条例	S47/03/31
天 津 小 湊 町	天津小湊町公害防止条例	S48/04/01

【土地の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
下 総 町	下総町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H15/12/12
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16/06/15
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17/09/30
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17/06/01
下 総 町	下総町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H15/12/12
大 栄 町	大栄町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16/12/20

【土砂等の埋込に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉県土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/09/24
銚 子 市	銚子市小規模埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
市 川 市	市川市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15/06/25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14/12/27
館 山 市	館山市土砂等による土地の埋込、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H01/03/28
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/20
野 田 市	野田市小規模埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
佐 原 市	佐原市小規模埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/09/29
茂 原 市	茂原市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
成 田 市	成田市土地の埋込等及び土砂等の規制に関する条例	H16/03/31
佐 倉 市	佐倉市土地の埋込及び土質等の規制に関する条例	H09/03/28
八 日 市 場 市	八日市場市土砂等の小規模埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
旭 市	旭市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17/07/01
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/12/24
柏 市	柏市埋込事業規制条例	H10/03/27
勝 浦 市	勝浦市小規模埋込等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01

市町村名	名 称	制 定 日
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H09/09/17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/07/01
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17/02/11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/17
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14/02/12
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09/17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
沼 南 町	沼南町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例	H10/03/20
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
印 旛 村	印旛村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
本 埜 村	本埜村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/13
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/04
神 崎 町	神崎町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
小 見 川 町	小見川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
山 田 町	山田町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/06/17
栗 源 町	栗源町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/26
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/16
干 潟 町	干潟町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09/21
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09
海 上 町	海上町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例残土条例	H09/12/24
飯 岡 町	飯岡町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
光 町	光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
野 栄 町	野栄町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/16
大 網 白 里 町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63/04/01
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/01/01
成 東 町	成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
山 武 町	山武町残土等の埋立てに関する条例	H13/03/12
蓮 沼 村	蓮沼村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14/03/18
松 尾 町	松尾町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/03/17
横 芝 町	横芝町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H13/03/16
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63/04/01
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/31
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
白 子 町	残土条例	H10/03/17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/09
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
夷 隅 町	夷隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/16
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12
大 原 町	大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/18
岬 町	岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
富 浦 町	富浦町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
富 山 町	富山町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/06/16
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積に関する条例	H09/03/19
三 芳 村	三芳村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
白 浜 町	白浜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/12/25
丸 山 町	丸山町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H13/04/01
和 田 町	和田町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
天 津 小 湊 町	天津小湊町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/07/01

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	H10/03/23

市町村名	名 称	制 定 日
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15/09/22
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H17/03/31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10/03/24
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H08/03/29
野 田 市	野田市環境美化条例	H09/03/31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12/06/29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H08/12/27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13/03/31
八 日 市 場 市	八日市場市まちをきれいにする条例	H13/03/19
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17/07/01
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14/12/27
柏 市	柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例	H09/03/28
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H09/03/18
流 山 市	流山市ポイ捨て防止条例	H14/06/28
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10/03/25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H10/01/01
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17/02/11
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H09/03/31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H09/03/27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H09/03/31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11/03/30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H09/03/28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10/11/01
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14/09/24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12/03/27
印 旛 村	印旛村環境美化推進に関する条例	H12/09/13
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13/12/18
山 田 町	山田町環境美化条例	H14/06/26
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12/12/20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10/03/12
成 東 町	成東町環境美化の推進に関する条例	H10/03/23
山 武 町	山武町環境美化推進に関する条例	H09/09/12
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13/06/18
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10/06/26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H08/06/11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H06/09/27
富 山 町	富山町環境美化推進に関する条例	H09/06/16
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H06/12/08
白 浜 町	白浜町環境美化推進に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町空き缶等の散乱の防止に関する条例	H06/08/20
丸 山 町	丸山町環境美化推進に関する条例	H09/07/01

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H06/12/22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H07/03/31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/06/30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/03/30
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13/03/19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13/12/18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H08/10/01
御 宿 町	御宿町水道水質保全条例	H14/10/09
白 浜 町	白浜町長尾川流域に係る水道水源の水質保全に関する条例	H08/03/18

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48/09/29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12/03/29
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47/07/04
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48/03/31

市町村名	名 称	制 定 日
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50/04/01
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52/04/01
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H06/03/25
〃	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49/06/21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉県環境影響評価条例	H10/09/02
市 川 市	市川市都市美観の保持等に関する条例	H15/09
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H07/06/27
〃	船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H15/03/31
〃	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16/03/26
松 戸 市	川をきれいにする条例	H05/04/01
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12/06/29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63/03/24
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15/03/07
〃	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16/03/26
柏 市	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13/09/28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14/09/26
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10/03/23
八 千 代 市	八千代市不法投棄防止条例	H14/03/26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11/04/01
〃	我孫子市緑地等の保存及び緑化の推進に関する条例	S47/12/25
〃	我孫子市廃棄物に関する条例	S55/09/30
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17/09/29
君 津 市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15/03/28
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H09/12/22
〃	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H01/03/28
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46/11/03
〃	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H05/03/26
〃	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H09/03/28
白 井 町	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H01/03/11
〃	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H06/12/22
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13/12/18
〃	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47/06/14
〃	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52/06/18
大 網 白 里 町	大網白里町雑草等の除去に関する条例	S54/01/19
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H02/03/19
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	H15/12/05
長 南 町	長南町を住みよくする条例	S48/06/25
〃	長南町環境審議会設置条例	H14/03/08
夷 隅 町	夷隅町空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H09/12/16
大 原 町	大原町あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H10/03/10
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H02/03/06

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉県環境基本計画	H07/03
銚 子 市	銚子市環境基本計画	H16/03
市 川 市	市川市環境基本計画	H12/02/21
船 橋 市	船橋市環境基本計画	H09/03
館 山 市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10/05
木 更 津 市	木更津市環境基本計画	H15/03/31
松 戸 市	松戸市環境計画	H10/03/31
野 田 市	野田市環境基本計画	H11/03
佐 原 市	佐原市環境基本計画	H15/03/07
成 田 市	成田市環境基本計画	H12/03/16
佐 倉 市	佐倉市環境基本計画	H10/03/31
東 金 市	東金市環境基本計画	H13/03/30
八 日 市 場 市	八日市場市環境基本計画	H11/03/16

市町村名	名 称	制 定 日
旭 市	旭市環境基本計画	H12/03/24
習 志 野 市	習志野市快適ふるさとプラン	H5/11
柏 市	柏市環境基本計画	H09/03/31
勝 浦 市	勝浦市地域環境総合計画	H15/03/31
市 原 市	市原市環境基本計画	H09/03
流 山 市	流山市環境基本計画	H17/07
八 千 代 市	八千代市環境保全計画	H12/03
我 孫 子 市	我孫子市環境基本計画	H13/03
鎌 ヶ 谷 市	環境基本計画	H15/03
浦 安 市	浦安市環境基本計画	H17/01
四 街 道 市	四街道市環境基本計画	H10/03
〃	四街道市ごみ処理基本計画	H15/03/31
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15/03/31
印 西 市	印西市環境基本計画	H15/03/31
白 井 市	白井市環境基本計画	H14/03
富 里 市	富里市環境基本計画	H14/04/01
沼 南 町	沼南町環境基本計画	H13/03
小 見 川 町	おみかわ環境プラン	H06/07
海 上 町	海上町環境基本計画	H16/03
御 宿 町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10/03/27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市緑と水辺の基本計画	H/09/12
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16/04/01
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H09/03
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10/12
佐 原 市	佐原市緑の基本計画	H09/08
成 田 市	成田市緑の基本計画	H09/07
柏 市	柏市緑の基本計画	H08/03
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15/03
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11/07
鎌 ヶ 谷 市	緑の基本計画	H15/02
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17/04/01
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H07/03
印 西 市	印西市緑の基本計画	H11/11
白 井 市	白井市緑の基本計画	H10/02
大 網 白 里 町	大網白里町緑の基本計画	H15/03/18
山 武 町	山武町緑の基本計画	H10/03
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12/03

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	自動車公害防止対策の推進	自動車公害防止計画に基づき、低公害な車の普及や円滑な交通流を図るための道路整備などの各種施策を実施している。
	千葉市地球環境保全協定	非製造業の事業所と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化防止対策を促進させるため、「我が家のエコライフノート」（千葉市版環境家計簿）を配布するとともに、これを実践し、その結果を市に報告する「ちば・エコファミリー」を募集する。
	ちばしエコライフカレンダー	地球温暖化の防止に向けて、市民の具体的な取組み事例や環境家計簿の機能を盛り込んだ環境カレンダーを作成・配布する。
	住宅用太陽光発電設備設置費補助	新エネルギー導入を推進するため、市内に自らが居住する住宅に財団法人新エネルギー財団の補助を受けて太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成している。補助額：平成17年は1kwあたり4.5万円（13.5万円を上限）
	千葉市地球温暖化防止実行計画	平成14年11月策定 千葉市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、措置を実施することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	千葉市地球温暖化対策地域推進計画	平成16年3月策定 地球温暖化の防止に向けて温室効果ガス排出量の削減が必要なことから、市民・事業者・市が適切に役割を分担し、各主体が連携して地域の視点から地球温暖化対策に積極的に取り組む。 【削減目標】目標年度（2010年度）の温室効果ガス排出量を現況年度（2000年度）より6%削減し、可能な限り基準年度（1990年度）レベルを下回るように抑制する。

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	環境保全協定	地球環境問題への取組を中心とした実効性のある協定として、企業自らが積極的に諸施策の実施に努める。平成17年3月末現在：締結事業所82
	環境家計簿	地球温暖化のメカニズム、日常生活が環境へ与える影響を理解してもらい自分達ができる行動、生活の工夫など環境配慮意識の向上を図る取り組みを推進する。(平成16年度128世帯の取組結果をレポートに作成、取組参加者へフィードバック)
	率先行動計画の取組	1 事業者・消費者として、事務事業に起因する環境負荷を低減するための省エネ・省資源・グリーン購入等の取組を全庁・全職員を対象に実施。ISO14001適用施設では、環境マネジメントシステムの一環として、その他の施設においてもそれに準じた進行管理、達成度評価を行う。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業	地球温暖化の原因となっている石油、石炭等の化石燃料に代わるクリーンなエネルギーである太陽光発電の普及促進を図るため、システムの設置に要する費用の一部を補助している。 補助額：KW当り2.5万円 16年度実績 37件 2,905千円
	屋上等緑化推進事業	平成17年4月1日に「財団法人市川市緑の基金屋上等緑化推進事業実施要領」を制定し、この要領に基づき、次のとおり補助している。 ・屋上緑化で樹木等の場合、 3万円/m ² ×緑化区画面積×1/2 (限度額50万円) ・屋上緑化で芝、地被類等の場合、 5千円/m ² ×緑化区画面積×1/2 (限度額50万円) ・ベランダ緑化の場合、 1万円/m ² ×緑化区画面積×1/2 (限度額20万円) ・壁面緑化の場合、 5千円/m ² ×緑化区画面積×1/2 (限度額10万円)
	市川市エコライフ推進員制度	地球環境問題に積極的に取り組んでいる30名の市民を「エコライフ推進員」として委嘱し、地球温暖化対策に関する知識の普及や「環境にやさしい生活(エコライフ)」に関する相談などを通して、多くの市民にエコライフを実践していただくことを目指している。
船 橋 市	ふなばしエコオフィスプラン	市が環境への負荷を低減すると共に市民等を環境に配慮した自主的な取組へ誘導する目的で策定し、グリーン購入法及び地球温暖化対策に係る実行計画も併せた計画である。
	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行うとともに郵便局と不法投棄に関する情報提供の契約を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
館 山 市	アイドリング・ストップ推進事業	市職員が率先して実行するとともに、広報等により市民に呼びかけ、省エネ、地球温暖化防止を図る。
	不法投棄防止事業	広報等により、市民に呼びかけを行うとともに、不法投棄監視員による監視活動及び行政のパトロールにより、不法投棄の防止と早期発見を図る。
	館山市地球温暖化対策実行計画	平成15年3月制定「地球温暖化対策の推進に関する法律第4条」の規定により地球温暖化の防止に取り組む。
木 更 津 市	館山市地域新エネルギー詳細ビジョン	平成15年度実施。平成14年度の館山市地域新エネルギービジョンを受けて重点テーマを設定し、システム全体の具体化の検討を行うことを目的に策定。
	木更津市地球温暖化対策実行計画	平成13年3月23日「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定により、本市が行う事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減の方策について検討した結果を実行計画として策定した。
松 戸 市	松戸市役所エコオフィス行動プラン	目標を定めて(電力等)庁内の省エネに努める。平成11年3月策定
	松戸市地域新エネルギービジョン	行政だけでなく、市民、事業所が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本方針。平成15年3月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。平成16年4月1日策定
野 田 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
	野田市環境カレンダー	二酸化炭素排出量を減らす行動を実践することにより地球温暖化を防止、家計を節約。
佐 原 市	佐原市地球温暖化防止実行計画	平成14年3月15日策定 市の15施設を対象に温室効果ガスの排出量を把握するとともに排出抑制に向けた取組を設定。
成 田 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫等から特定フロンガスをリサイクルプラザにおいて回収している。
	成田市環境保全率先実行計画	市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を率先して実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。平成14年3月策定 計画期間：平成14年度～18年度
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	東金市の事務・事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画を平成12年11月に策定した。
	環境家計簿「エコプラン22」	家庭版と事業所版を作成。節約金額、二酸化炭素削減効果を付した環境を良くするための22の行動を提案し、エコライフの普及啓発を図る。
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	※フロン・省エネ対策・温暖化等 平成14年3月25日策定、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき旭市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を行うことにより地球温暖化対策の推進を図る。
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止率先行動計画	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた率先行動計画を策定(平成16年4月策定)
市 原 市	アイドリングストップ推進事業	市民にパンフレットやシール等を作成・配布し、省エネ・温暖化防止を図る。
	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
流 山 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	市の関連施設から発生する温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に資するための計画(平成13年4月策定)
我 孫 子 市	我孫子市第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画	市が行う事務事業に関し、環境への負荷を低減し、地球温暖化を防止するための実行計画を策定した。平成13年3月策定
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成14年度から実施。 補助額 太陽電池モジュール1kw当たり30,000円、4kwを上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	君津市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の推進に取り組む。 平成14年3月策定、計画期間：平成14年～18年度
君 津 市	住宅用太陽光発電システム設置費補助	平成17年度から実施 出力1kwあたり3万円(12万円を上限とする)
	富 津 市	フロンガス回収・処理事業

市町村名	名 称	内 容
浦 安 市	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成15年度から実施。補助額最大出力1kwあたり2万5千円、最大10万円までの補助を行う。
	浦安市地球温暖化対策実行計画	平成13年10月25日策定「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定により、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画の策定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、本市が行う事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制についての実行計画を策定。(H14 / 03)
袖ヶ浦市	地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、市の全事務事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減の推進に積極的に取り組む。平成13年3月策定、計画期間：平成13～17年度
八 街 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
印 西 市	印西市市内エコプラン	H15年3月策定 CO ₂ 排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定 製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	平成17年度から実施 太陽光発電システム：1kw当り50,000円、上限200,000円の補助 太陽熱利用温水器：機器一台につき30,000円の補助
白 井 市	環境家計簿	日常生活から排出される二酸化炭素を削減するため、市民へ環境家計簿を普及する。
沼 南 町	沼南町地球温暖化対策実行計画	平成14年3月策定
山 田 町	牧野の森整備事業	森林の美しい景観づくりと健全な森林造成を図るため、下草刈り及び間伐などの森林整備を実施。実施面積10ha
光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回町内全域をパトロールして、不法投棄防止と早期発見を行っている。町雇用の環境美化作業員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。
野 栄 町	不法投棄防止対策事業	町職員による不法投棄の監視、不法投棄監視員による監視活動及び月1回広報車による広報活動並びに町内全域をパトロールし、不法投棄の防止と早期発見を図る。
千 倉 町	新エネルギービジョン策定事業	町の新エネルギー賦存状況の推計や具体的に導入可能なプロジェクトの検討をする。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉町保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなう。
天津小湊町	地域新エネルギービジョン事業	平成12年2月にビジョンを策定し、新エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図る。平成13年4月より電気自動車1台を公用車として運用開始。

エ 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	樹林等保全事業	昭和46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定。 奨励金 樹木3,000円/本 樹木642本 樹林10 円/㎡ 樹林290.8ha 奨励金予算額(年額) 29,589千円
	市民の森保全事業	昭和48年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため、保存樹林の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置。 奨励金 市街化区域内 20円/㎡ 市街化調整区域 10円/㎡ 奨励金予算額(年額) 2,799千円 15箇所・36.6ha
市 川 市	緑化対策事業	昭和56年10月1日に「市川市環境美化条例」、昭和59年4月1日に「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を制定し、これら条例及び規則に基づき、保存樹林、緑地保全地区、都市計画緑地、及び本市と緑地保全に関する協定を締結した山林を対象に市川市緑化対策事業補助金交付規則に基づき、固定資産税100%免除や予算内で該当する緑地により、25円/㎡～58円/㎡を上限として補助している。(16年度対象面積：46.3ha、補助額13,258千円)
	保存樹木協定制度	平成14年2月28日に「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」、平成14年4月22日に「市川市協定樹木管理等補助金交付要綱」を制定し、これらの要綱に基づき、クロマツ(幹周1.5m以上)、その他の樹木(幹周3m以上)を対象に剪定等費用の1/2(上限3万円)、立枯れ・倒木等の費用を1/2(上限20万円)を補助している。
船 橋 市	指定樹林等助成金制度	支給基準 樹林30 円/㎡、樹木5,000 円/本、生垣100 円/㎡ ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和48年9月29日制定 平成16年度 支給総額24,406円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例に基づく基準により指定し、維持・管理の助成を行っている。 ・保全樹林地区 553,265㎡ 20円/㎡・年 総支給額 ・特別保全樹林地区 45,634㎡ 30円/㎡・年 12,658,669円 ・保護樹林 130本 2,000円/本・年(平成16年度実績)
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林。借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。また、「名木・古木」は幹周、樹高に応じ2,000円～5,000円/年を支給する。
成 田 市	成田市市民の森の設置及び管理に関する条例	「市民の森整備事業」は、豊かな自然と緑を21世紀に残していくとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場、あるいはコミュニティ形成の整備を進めていくことを目的とする。平成3年3月20日制定。管理費2,000,000円
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等の保存選定要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で、樹齢100年以上の保存価値の高い物等で、選定基準に該当する物を選定し、管理費の補助金を交付している。(昭和50年7月1日制定) 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年 支給総額454,430円(平成16年度)
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡(年間：5,500円+11円/㎡) 都市環境保全地区：38,460㎡(年間5,500円+11円/㎡) 保存樹木：15本(年間：3,000円/本)
	習志野市名木百選事業	「身近なみどり」とふれあいながら学ぶ」をコンセプトとして、市民から公募した身近で親しまれている樹木を知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で選定し、「習志野市名木百選」として75本を指定した。また、5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を作成し、活用を図っている。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 補助金の内容 (保護地区 7円/㎡・年、保護樹林2,500円/本・年) (2) 指定の基準保護地区 (700㎡以上の山林) 84.2ha 保護樹林 (高さ12m以上、幹周り1m以上) 220本 (3) 補助金総額 保護地区5,817,174円 保護樹林 538,746円
市 原 市	保全地区等指定奨励金	対象指定実績及び助成金の単価 (平成17年3月31日現在) 樹林保全地区: 669,453㎡ (6円/㎡) 野生動植物保護地区: 17,586㎡ (0.5円/㎡) 保護樹木: 市街化区域内157本 (5,000円/本) その他区域268本 (3,000円/本) ※1 総支給額5,628千円 ※2 保全地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減税している。
流 山 市	保存樹木 (樹林) 補助	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件 (高さ、幹周など) を満たす樹木または樹林に対して保存樹木等の指定を行って補助をする制度。(補助額 樹木3,500円/本、樹林15円/㎡、対象緑地面積500㎡以上) 平成15年度 保存樹木175本 保存樹林65,136.78㎡
八 千 代 市	環境保全林等の指定	市街化区域内の樹林、寺社の樹林で500㎡以上を有するもの。14ヶ所45,175㎡指定 (平成17年9月30日現在) 保全林以外の樹木で幹周り1.2m以上高さ10m以上あり、樹容美観に優れていること47ヶ所96本指定 (平成17年9月30日現在) 緑化推進事業助成金 (保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本) 支給総額 2,066,100円 (平成16年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積260,439.65㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数233本
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。 助成金+固都税額 保存樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 5,544㎡ 保存特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計34,542㎡ 保存屋敷林 調整区域30円/㎡ 手賀沼沿い保全樹木5,000円/本 20本
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	指定数: 19箇所 対象面積: 60,321㎡ 助成金: 面積×30円 (年額) 1,809,630円 指定数: 16本 助成金: 1本1,500円 (年額) 24,000円 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、美観風致の維持等を目的としたものである。指定された保全林、保存樹木については、枯損の防止等の維持管理費として助成を行っている。
	ふれいあいの森報償費	指定数: 9箇所 対象面積: 37,186㎡ 報償金: 面積×30円+税金分 (都市計画税+固定資産税) 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的としている。
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定 (1,000㎡以上) や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。保護地区の指定3,000円/1,000㎡ 保存樹木の指定1,000円/本 保存樹林の指定3,000円/1,000㎡
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/㎡ (40,000円を限度) また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/㎡ (40,000円を限度)
浦 安 市	浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	いけがき設置への助成 8,000円/㎡以内160,000円を限度。ブロック塀等の撤去への助成10,000円/㎡以内100,000円を限度。
	浦安市保存樹林に関する規則	保存樹木の指定10,000円/本・年
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存要綱	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額: 樹木3,000円/1本・年、 樹林 (1,000㎡以上) 3円/㎡・年、樹林 (1,000㎡未満) 一律3,000円 選定箇所: 52カ所 (うち樹林は6カ所) 助成金支給総額: 167,850円 (H16年度)
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/㎡。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/㎡ともに、30,000円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。 補助金額2,000円/㎡ 平成16年度実績 補助件数13件 補助金総支給額440千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき、指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額: 樹木1,500円/本・年、樹林5円/㎡・年 面積等: 樹木161本、樹林11.7ha、総支給額826千円
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保全するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付する。 特別保全緑地 総面積 14,758㎡ 助成金額 2,313円 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額 一般保全緑地 総面積 20,511㎡ 助成金額 1,435,770円 交付基準 70円/1㎡ (年額)
	白井市生垣設置奨励補助金	要項に基づき、住宅用地に生垣を設置するものに対し、その経費の一部として予算の範囲内において補助金を交付している。補助額5,000円/㎡ 限度額50,000円
御 宿 町	御宿町生垣設置奨励補助金交付要綱	平成2年3月30日制定 設置費用の1/2以内とし、限度額を30,000円とする。

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積1,000㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結。 三者協定 156社 1,301ha 二者協定 982社 1,610ha
	緑地協定	緑地協定の認可申請について協議し、緑地協定を認可している。 45条協定 (全員協定) 76地区 374ha 54条協定 (一人協定) 96地区 238ha
市 川 市	都市緑地保全法による緑地協定	16年度 市内9箇所 4.9ha
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。平成16年度 緑化協定件数 (宅地開発に伴うもの) 148件 49,881㎡
佐 原 市	環境保全協定	工業団地からの排水による被害を未然に防止し、もって地域住民の健康の保持と周囲環境の保全を図るため協定を締結。

市町村名	名 称	内 容
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	(1) 緑の保護地区のうち、比較的市街地に近く、良好な樹木をみどりの広場として保全 (2) 所有者と土地使用貸借契約を締結(5年以上) (3) 実績11箇所 67,380㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全	「水と緑と文化の創生事業」として、江戸川、利根運河を中心にした水辺空間、新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの 面積約6ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。反対給付なし。協定面積 121,788㎡ (H16.10.1～H17.9.30)
我 孫 子 市	緑地協定	保全型緑地協定 1ヶ所 (4,180㎡)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。
浦 安 市	緑化協定	土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結。
	緑地協定	土地緑地法第47条により、緑地協定の認可申請について協議し、緑地協定を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	500㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。(平成17年3月現在) 三者協定：66事業所147.4ha 二者協定：102事業所23.8ha
長 柄 町	緑化協定	千葉県自然環境保全条例第二十六条により長柄ショッピングリゾート株式会社と緑化協定書を締結している。H16.2.10
長 南 町	自然環境保全協定	自然環境の改変を最小限度にとどめるなどの適切な措置を講じ自然環境を保全する。
	緑化協定	土地の緑化を推進することにより、公害防止等その他生活環境の保全の維持向上を図る。
御 宿 町	自然環境保全協定	ゴルフ場1件937,045㎡

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	基金額4,471百万円(平成16年度末現在) 基金充当事業387百万円 磯の松原・思い出の森維持管理、緑化意識普及、市の木・花・鳥の普及啓発、花のあふれるまちづくり事業
市 川 市	(財)市川市緑の基金	昭和61年10月21日設立、造成目標額50億円、造成済額：1,461,497千円 緑化の普及啓発として、緑化フェア等の開催、緑の相談、緑の副読本の配布、鉢物の配布等 ・緑化助成事業として、緑化推進団体への助成、生垣設置への補助 ・緑化事業として、生垣助成事業、屋上等緑化推進事業、萩の里管理、国道14号線分離帯への花の植栽
船 橋 市	(財)船橋市緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もっと健康で快適なうらやましい都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木 更 津 市	木更津市小櫃川河口干潟保全基金	平成4年9月設立。小櫃川河口干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(財)松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化を図る。 平成2年3月設立 目標額 10億円 造成済額 470,000千円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	平成元年3月設置条例により設立。緑化施策のためのさまざまな事業に活用。
佐 倉 市	(財)佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一体の緑地の保全。目標額5億円、基金の造成実績183,752千円。
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	平成5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業 基金額450,786千円(平成16年度末現在)
柏 市	(財)柏市みどりの基金 (平成7年4月3日設立)	(1)目標額20億円 (2)基本財産5億円(3)公有化の実績面積9,593.9㎡
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立昭和60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 16年度末現在117,000千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	平成17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立。平成16年度末現在：約6,078万円
酒 々 井 町	(財)印旛沼環境基金	昭和59年に千葉県と印旛沼流域15市町村により設立。印旛沼及び流域河川に関する調査・研究、水質浄化、環境保全の啓発活動を行っている。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他
長 南 町	長南町みどりの基金	長南町みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、基金を設置の上、緑化と自然保護を推進し、健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活環境を創造する。

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生態実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施したほか、コアジサシ講習会を県と共催で実施した。
	谷津田いきものの里整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、地権者との保全協定の締結及び管理運営に係る人材育成を行っている。
	谷津田の自然保護施策指針に基づく谷津田保全の推進	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を全体的に保全するため平成15年7月、谷津田の自然の保全施策指針を策定した。これに基づき、谷津田の自然の保全に関する要綱を制定し、保全区域の指定等を進めている。

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）を平成16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用する。また、平成16年7月、自然環境保全専門委員会を設置し、野生動物植物保護のあり方について調査研究を行っている。
市 川 市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地のジュンサイ育成池には、車軸藻の一種であるイノカシラフラスコモが全国で唯一自生しており、環境省の絶滅危惧Ⅰ類になっていることから専門家を交えた検討委員会（平成13～15年）で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳内陸性湿地生物調査	鳥獣保護区である行徳内陸性湿地の潟湖となっている海域（通称：新浜湖）の環境改善策を検討するための基礎資料として、新浜湖の環境と生物、特に底生生物と稚仔魚の生息状況ならびに希少種であるトビハゼとカワアイの新浜湖での生活史の把握を目的として行った。大学研究機関に委託。
	行徳野鳥観察舎及び近郊緑地観察路の管理	千葉県からの受託を受け、行徳鳥獣保護区において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生態観察をおとして自然に親しむ機会を提供し、自然保護思想の普及を行っている。さらに行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
佐 原 市	デジタル環境マップ作成事業	市内に生息する動植物について、既存文献・資料の整理や市民情報を収集することにより、その現状を把握し、また、これをデジタルでマップ化しホームページ等で広く市民に公開する。
佐 倉 市	佐倉ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内に佐倉の原風景的な環境を復元・整備。
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	平成12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理（面積3,680m ² ）
習 志 野 市	実初自然保護地区ビオトープ構築事業	「実初自然保護地区」を保全し、隣接する実初本郷公園と一体となったビオトープの拠点構築する。ヘイケボタルを復活させるため、平成15年度から3ヵ年事業として、実初本郷公園内での「ホタルの生息地づくり」を市民参加によるワークショップにて進めている。
	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥をとおして、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。また広く市民ボランティアを受け入れ、協働で干潟の保全も行っている。
	湿地交流事業	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのプリズベン市と湿地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第2次5ヶ年計画」をプリズベン市と調印（平成15年10月22日）
市 原 市	ビオトープ保全活動推進事業	平成17年6月4日施行 耕作放棄地、森林等において、ビオトープの保持活動又は復元活動を行う団体及び当該活動を協同して行う土地を所有する者に対し、補助金及び奨励金を交付する。
八 千 代 市	ほたるの里づくり	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。
富 津 市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。
四 街 道 市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
白 井 市	自然環境調査	重点調査地域における野生動物の分布状況や生息・生育状況を把握し、種の生物多様性等自然環境の保全を図る。
沼 南 町	ギンヤンマ／カワセミ保全整備事業	手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。
光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	繁殖地の車両等の進入を禁止
横 芝 町	湿性植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿性植物園（A-663m ² ）を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿性植物を集めて育てている。
長 南 町	環境調査隊	環境の調査（巨木、湧き水、ホタル、メダカ調査）を実施して調査結果を広報誌に載せている。
大 多 喜 町	残したい日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定	日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定された。今後はこれを契機として近隣地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視
大 原 町	源氏ぼたるの保護・育成	大原町ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに、ホタルの里休憩施設内小川において飼育し、増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞の夕べ」等の実施により、環境保全の啓発に努めている。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
市 川 市	生活排水対策推進員（みずアドバイザー）制度	公募した市民15名で構成。市民自ら生活排水対策の啓発活動を真間川流域で行っている。啓発には、ゴムベラ・パンフレット等を用いている。
	合併処理浄化槽設置整備事業	下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域を対象に、住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置したものに補助金を交付している。また、単独処理浄化槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換したものについても補助金を交付している。
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	春木川の水質浄化対策として施設整備を行っている。現在、春木川に流入する水路に浄化施設を3基（処理量15,000m ³ /日）を設置している。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	昭和63年4月1日施行（昭和63年1月26日制定） 公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水を処理する合併処理浄化槽設置に対し補助金を交付する。 また平成16年度から、素室又はりん除去タイプの高度処理型浄化槽、単独浄化槽からの転換を補助対象とし補助金交付を行い、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川浄化施設の維持管理	高根川に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。
館 山 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設整備事業	汐入川下流排水路接触ばっ気方式

市町村名	名 称	内 容
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	生活排水対策浄化槽推進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。16年度実績 84基
	家庭内浄化対策事業	市民自ら生活排水対策の啓発活動を生活排水対策指導員の協力のもと事業を実施している。(市民18名に委嘱)
野 田 市	河川直接浄化施設の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う(市内8ヶ所)
	合併浄化槽設置整備事業費補助金	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽設置促進を図るため、事業を行う者に対して補助金を交付する。
佐 原 市	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活廃水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
茂 原 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善の印旛沼流域を対象とし、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽
佐 倉 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。印旛沼の富栄養化対策に資する窒素等除去可能な高度処理合併浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
東 金 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 日 市 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽
	水質浄化対策事業	大根用水西館線未流部に流れ込む都市下水路を処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。また、窒素除去についても試験的に実施している。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
柏 市	若柴排水路浄化施設事業	手賀沼浄化対策の一環として、大堀川流域の若柴地先の都市排水路に浄化施設を設置。(16年度より休止中)
勝 浦 市	生活排水対策	河川水質浄化の啓発として、三角コーナー及び排水口用の水切ネット各30枚を全世帯に配布。
	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浜勝浦川河川消臭浄化対策	市街地を流れる浜勝浦において、生活雑排水による悪臭を除去するため、消臭に効果のあるバイオ(特許微生物DB9011)を用いて消臭を実施している。また、EM活性液を利用しての水質浄化に取り組んでおり、市で培養したEM活性液を対象地区に配布して、各家庭の排水口等から投入してもらうとともに、市でも直接河川等への投入を行い、側溝や河川を浄化することにより環境の復元を図っている。更に、底質浄化に効果があるEMダンゴの投入も行っている。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。 水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	名都借都市下水路水質浄化事業	坂川流入する名都借都市下水路の水質改善を図るために設置した水質浄化施設の維持管理を行っている(接触酸化法による浄化方法)
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙、見学会等による啓発を行う。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路の流末に設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	合併処理浄化槽設置整備事業	閉鎖性水域の汚濁防止に有効な高度処理型合併処理浄化槽設置促進を図るため補助制度を設置。既設単独処理浄化槽からの切替(転換)に対してはさらに上乗せ補助を実施。
鴨 川 市	EM菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	海域、河川、排水路水質調査	市内13河川14ヶ所(年5回)、1河川2ヶ所(年1回)、用排水路3ヶ所(年5回)、海域6ヶ所(年4回)にて、水質調査を実施
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止を目的とした合併処理浄化槽の設置促進のための補助制度。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置(浄化方法:回転版方式)
君 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	川をきれいにする実行委員会補助金の助成	生活排水等により汚染された堀江川を市民自ら川をきれいにするための活動に際し、補助金を交付する。
	境川清掃	浦安市の中心を流れる境川を月に2回清掃するものです。
四 街 道 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽設置事業に要する経費に対し、事業を行う者等に対して補助金を交付する。
	水質調査	13中河川及び5湖沼の水質調査を実施。

市町村名	名 称	内 容
八 街 市	河川水質調査	昭和58年度から年4 回調査を実施(鹿島川流域で7 地点、高崎川流域で2 地点)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印 西 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
白 井 市	河川等の水質調査	市内の主要河川及び手賀沼において、年1 回公定法による水質調査を行っている。
	廃食油せっけんづくり	生活排水対策の一環として、ふるさとまつりなどのイベントを中心に実際にせっけんを製造し、啓発を図る。
	廃食油回収事業	生活排水対策の一環として、平成5 年度より市の出先機関において回収。湖沼・河川の水質浄化と資源の有効利用を図る。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 里 市	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して、維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理と設置促進を図る。
	河川水質調査	市内の河川(根本名川・高崎川・木戸川・江川) の8 箇所を年3 回水質検査
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水に於ける公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
沼 南 町	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根本名川の水質浄化を行うため市内5 箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽を設置するものに補助金を交付し、その整備促進を図る。(平成15年度実績 36基)
酒 々 井 町	都市排水路浄化施設	大津川支流3 か所に割栗石及び木炭を利用し、浄化に努めている。
	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川) と印旛沼中央排水路の水質調査を年4 回実施。
印 旛 村	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
	合併処理浄化槽設置整備補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、補助制度を設け合併処理浄化槽設置の設置促進を図る。また、単独浄化槽から、合併処理浄化槽へ設置換える者に対して、180千円を上乗せとして交付する。
	EM活性液の配布	EM活性液を無料配布(月2 回)し、住民への水質浄化等の啓発を行う。
	河川水質調査	村内の印旛沼流入河川7 地点の水質検査を年4 回実施。
本 埜 村	放流先のない場合の処理装置整備事業	合併処理浄化槽を設置しようとする者が、放流先がない場合の処理装置を設置する者に補助金を交付する。補助金額100千円 平成13年10月1 日施行
	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域における水質汚濁を防止するため、国・県補助事業と併せて合併処理浄化槽の設置促進を図り、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置換える者に対して、180千円または高度処理型浄化槽設置者にたいし100千円上乗せして交付する。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化モデル事業	麻生地区「はす池」にEM活性液を週1 回500. 散布し、水質の浄化を図る
下 総 町	合併処理浄化槽施設整備事業	合併処理浄化槽の設置を促進するため補助金制度を設け、公共用水及び河川等の水質浄化を図る。平成14年度より単独浄化槽からの転換に対し上乗せ補助を開始。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	簡易接触酸化施設	一般家庭から排出される生活排水を微生物の活躍で水を浄化し、利根川へ放流。
大 栄 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
小 見 川 町	都市排水路浄化施設の設置	町が一体となって黒部川浄化運動を進める中で、流入する都市排水路4 ヶ所に浄化施設を設置している。代表的なものは、パイオモジュールシステムで、計画処理貯水量 500m ³ /日、BOD除去率60%以上である。
山 田 町	合併処理浄化槽設置促進事業	合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活環境の保全及び公共用水域の水質の保全を図る。
	河川水質汚濁分析調査	町内の黒部川流域(4 地点) における河川の水質測定分析業務を実施。
栗 源 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
東 庄 町	生活排水対策推進事業	平成6 年3 月、千葉県が黒部川流域の当町を「生活排水対策重点地域」に指定。これを受けて町では生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を進めていくこととなった。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
海 上 町	合併処理浄化槽設置整備事業	平成元年度から実施。雑排水は全て農業用水を経て新川へ流れる。水質の汚染を防止する為に合併処理浄化槽の設置を促進している。
光 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
野 栄 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
大 網 白 里 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	廃食用油リサイクル事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を月2 回収し、せっけんとBDF にリサイクルする。
	排水路水質浄化事業	EM菌による排水路の水質浄化を町内2 箇所で実施。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 東 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を年4 回実施。

市町村名	名 称	内 容
山 武 町	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水施設整備助成事業	水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、排水施設の整備を行う地区に対し、当該整備工事に要する経費について、助成金を交付する。 1/2以内 1,500千円限度。
蓮 沼 村	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 尾 町	河川水質調査	町内の排水路8ヶ所の水質検査を年2回実施している。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川（木戸川、高谷川）の8ヶ所を年3回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	平成元年5月29日施行 小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、町が予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及びこの要綱に基づき生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	平成2年4月1日制定 (生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する)
白 子 町	コミュニティプラント施設整備事業	し尿及び雑排水等浄化処理整備事業
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
長 柄 町	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁及び環境保全を図るため、補助制度を設け水質浄化を図る。(平成元年9月1日)
	河川水質検査	12箇所検査
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き家庭用小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。また単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、熊野特別地域への上乘せ補助を行っている。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水路等浄化施設	町営住宅団地排水路に町の特産である竹炭を利用した河川浄化施設を設置し河川の水質汚濁防止を図っている。
夷 隅 町	河川水質調査	町内河川の水質調査(年4回)、工場排水水質調査(年2回)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設(接触ばっ気方式)、浜地区生活排水処理施設(接触ばっ気方式)
	清水川等浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでうおいのある生活環境を創造する。H3.3.20制定
大 原 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ピチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(昭和61年に設置)
岬 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 浦 町	岡本川生活排水浄化施設	岡本川 ばっき方法は拡散式と機械式の併用
	豊年川生活排水浄化施設	豊年川 ばっき方法は拡散式
富 山 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	錦鯉の放流事業	錦鯉を放流することにより住民の河川環境に対する意識を高め河川の浄化に資する。
白 浜 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	町内の河川・排水路の水質検査を年2回実施。
千 倉 町	生活雑排水水質改善事業	EM菌(有用微生物群)による水質浄化を実施(平成15年度より) EM活性液製造装置を購入し出来上がった活性液又は活性液を米のとぎ汁等により発酵させた液を各家庭の排水路等から流してもらい水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽設置整備事業	H14.4.1～転換事業に対する補助
丸 山 町	河川水質調査	町内の河川・排水路の水質検査 15地点 年3回実施
	河川水質調査	丸山川・温石川及びその支流の水質調査
和 田 町	合併処理浄化槽施設整備事業	合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
天 津 小 湊 町	水質調査	二夕間川・神明川・大岡沢川・開万川(他海域6ヶ所)の水質調査を年4回実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を設置し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。
	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復するため、坂月川上流の休耕田を活用したビオトープ整備を新5ヶ年計画で位置づけ、16年度に市民に水辺に親んでもらう場、学習の場となるように整備を行い、17年度よりボランティア団体が主体となり管理運営のもと、供用を開始した。
船 橋 市	船橋三番瀬クリーンアップ	船橋三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。平成16年度参加者約1,200人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	市民参加により小櫃川(武田川)・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備等	まちと調和した水辺空間をつくるために、水辺施設設置、維持管理・周辺環境整備・緑化等を行う。坂川等。
	水辺の健康エコロード事業	水辺を利用する人の健康づくりを支援することを目的にウォーキングやランニング等のリクリエーション活動に役立つ施設の整備を行う。江戸川等。
	川の一里塚整備事業	川や水とのふれあいの場を市民へ提供するため、川の一里塚を整備する。江戸川等。
	河川清掃支援事業	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施。坂川等。
	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加により、河川の良好な維持と親まれる水辺空間を形成するため、花畑による整備事業を行っている。
佐 倉 市	印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。平成16年度514人参加。
柏 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	平成14年に湧水と水田を利用し多様な生き物が生息する水田生態系の復元を目的としてビオトープを整備。平成15年からは市民参加により環境学習活動を行っている。
	手賀沼野鳥観察台の維持管理	大堀川の河口付近に生息、飛来する野鳥を観察することを目的として観察台を設置(平成7年)。
	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
八 千 代 市	水辺の自然環境調査	平成12年1月から平成14年3月までの2年3ヶ月計画で、市内の湧水及び動植物調査を行う。
	自然観察マニュアル作成事業	「八千代市水辺の自然環境調査報告書」(平成14年3月完成)を基に、市民の自然観察に利用し易い自然観察マニュアル(動植物等の情報及び観察方法)を作成
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
浦 安 市	水辺の緑化推進	境川Cゾーン両岸102mに植栽を設置し、緑豊かな水辺環境を復元・創出する。
酒 々 井 町	印旛沼周辺の一斉清掃	印旛沼中央排水路周辺の一斉清掃を、印旛沼をきれいにすると酒々井小学校児童の参加により実施している。
小 見 川 町	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し親水の一助としている。
多 古 町	多古ホタル祭	ホタル祭を通じて、河川の水質浄化及び河川愛護の啓発を図る。(栗山川)
光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心に町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収を行う。
長 生 村	長生地区九十九里クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられた、可燃ごみ、不燃ごみの回収作業を行う。(ただし、流木及び粗大ごみ等は回収しない)
長 柄 町	稚魚放流事業	長柄町鶉谷 一宮川(町内小学校生徒40名)
長 南 町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。(長南町地引:親水公園)
三 芳 村	ふるさと水と土ふれあい事業	ため池の機能の保全とともに、自然と親しめるよう、散策道や観察池等の整備を行った。

コ 地下水(湧水)保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、地下水浄化事業推進基金を設立し、当面長沼地区に浄化施設を5基設置し、地下水の浄化を行っている。
船 橋 市	湧水保全再生整備事業	市街地に残る湧水を、地域の文化や自然環境の特性を活かし、市民との協働により保全することを目的に整備を進めている。整備計画から整備後の維持管理形態まで、地域住民とのワークショップにより取りまとめている。(整備済み5箇所、17年度整備予定1箇所)
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然や湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。保全箇所 11箇所
	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
成 田 市	浄水器設置費補助事業	上水道未整備地区において、飲料用として使用している井戸水から「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」または「ヒ素」が基準値を超えて検出された場合、浄水器設置費用の一部を補助。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による汚染の有無を確認する(市内25ヶ所)
八 日 市 場 市	地下水の水質調査	市内5ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
流 山 市	湧水保全事業	都市化の進展に伴い、消滅の危機にある湧水を保全し、その周辺を整備。湧水周辺にハナショウブを植栽した。
八 千 代 市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
我 孫 子 市	地下水水質環境調査	市内10ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
鴨 川 市	地下水水質調査	市内10ヶ所の井戸にて水質調査を実施(年1回)。
鎌 ヶ 谷 市	地下水汚染調査事業	揮発性有機化合物による地下水汚染の実態を定期調査し、地下水汚染状況をモニタリングする。
浦 安 市	地下水(井戸)の汚染調査	井戸の水質検査をすることにより地下水汚染の状況把握及び防災上の水源として、飲用に適するかを調査。

市町村名	名 称	内 容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生活排水処理施設設置事業補助金交付要綱	生活排水の放流先のない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、生活排水処理施設設置事業に要する経費について事業を行う者に対して補助金を交付する。
八街市	地下水汚染状況調査	平成元年度から隔年ごとに有機塩素系化合物を使用している事業所周辺、産業廃棄物最終処分場の周辺、その他の埋立てをした場所を中心に市内100ヶ所程度の調査。
白井市	湧水の調査	事業の休止 市内における湧水地の状況調査を概ね終了したことに伴い休止とした。なお、今後、新たに湧水地が発見及び調査が必要な場合は、調査を再開する。
	地下水汚染対策事業	・揮発性有機化合物による地下水汚染を防止するために必要な調査、除去事業を行っている。 ・安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が水質基準を超えた場合浄水器設置費用を補助する。
沼南町	湧水整備事業	自然環境の保護と水環境の啓発及び環境学習の一環として、湧水の保全整備を図る。(町内3ヶ所)
下総町	地下水・河川水水質概況調査	地下水汚染状況把握のための井戸水の水質調査及び河川汚濁状況の把握のための河川水の水質調査を実施。
神崎町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	地下水水質検査	町内の飲用井戸50ヶ所を選定し、水質検査を実施。
大栄町	地下水水質検査	町内の飲用井戸30ヶ所を無作為に選定、簡易10項目検査。また、定点観測7ヶ所において全項目検査を実施。
東庄町	地下水汚染防止対策事業	町内10ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
大網白里町	水質調査業務	町内の河川の水質調査を実施。
成東町	地下水水質調査	町内の25箇所の井戸を選定し、水質検査を実施している。
山武町	湧水水質調査	町内の湧水・流水箇所を調査する。
松尾町	地下水汚染防止対策事業	町内工業団地から300m以内の各家庭及び工業団地のトリクロロエチレン等の汚染範囲を確認する。
芝山町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び砒素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用の一部を補助
	地下水水質検査	経過観察のため5年毎に行う飲用井戸の水質検査を、45ヶ所実施
白子町	地下水水質検査	地下水汚染に関する調査
長柄町	地下水水質検査	5箇所検査
長南町	熊野の清水の清掃	熊野の清水(名水百選)周辺の清掃活動。
大多喜町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千葉市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。
	家庭ごみの5分別収集	平成4年10月から家庭ごみの5分別収集を開始。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物(ビン・ペットボトル)をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話申込み・有料)している。
銚子市	一般廃棄物の分別収集	・ステーション収集(10分別) 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装 ・拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
	粗大ごみ収集	申し込み制により戸口収集(1点につき840円)チラシ参照
市川市	分別収集	平成14年10月1日から、家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カン、プラスチック製容器包装類、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみの12分別を実施。収集回数は、燃やすごみは週3回、その他は週1回それぞれのステーションで収集(回収)し、大型ごみは有料で電話申し込みによる戸別収集をしている。 ・収集体制：委託により分別収集 ・指定ごみ袋：有(自由価格)。燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用、びん、かん用は専用指定袋または、透明、半透明、乳白色のポリ袋も使用可。(びん、かん用は透明、半透明の袋も使用可) 収集料金：大型ごみ品目毎 500～2,500円
	リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行い、収益は社会福祉事業に役立てている。また、研修室・活動室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥の原料として使用。できた堆肥は販売。(販売は、(財)市川市清掃公社の事業。)
船橋市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、カンビン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル収集	市内に104か所にて拠点回収を実施。
館山市	ごみの分別収集	ごみを可燃、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、古紙類(新聞、雑誌、ダンボール)、飲料用紙パックの9つに分別している。
	ごみの再資源化	金属類ごみのうち、鉄・アルミを選別し再資源化。ガラス類ごみは、色ごとに選別し、再資源化。
木更津市	4種分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ。粗大ごみ、資源ごみに分類している。収集について、可燃ごみ、新聞、容器包装プラスチックは委託、その他のごみは直営で実施している。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松戸市	8分別収集	平成13年4月1日より①燃やせるゴミ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル。
	容器包装プラスチックリサイクル事業	平成13年4月1日より容器包装リサイクル法の指定法人ルートを利用した。容器包装プラスチックのリサイクル。
野田市	資源再利用促進助成金制度	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付。
	リサイクルフェア リサイクル展示場	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。 粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。

市町村名	名 称	内 容
佐 原 市	分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、燃える大型ごみ、埋立ごみの5分別を直営及び民間委託で収集。
	フリーマーケット リサイクル情報コーナー	「ふるさとフェスタ」「環境市民フォーラム」に合わせ開催。 家庭において不用になった物で、十分リサイクルできる物について再利用を図るための情報を広く市民に提供し、リサイクル意識の高揚とごみ減量化を図る
茂 原 市	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収
成 田 市	6分別収集	分別の種類：燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン・カン・ガラス、金物陶磁器類、有害ごみ、粗大ゴミ
	リサイクル事業	区・自治会、子ども会、老人クラブ等130余団体により資源物の回収を実施。
佐 倉 市	分別収集	6分別（もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、その他紙、その他プラスチック）収集
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対して報償金を交付する。
	ペットボトル回収 グリーンリサイクル	店頭回収（134ヶ所）でペットボトル回収を実施した。 公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化しリサイクルした。（委託事業）
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集。不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
八 日 市 市場	資源ごみ集団回収促進事業	PTA、子供会、老人クラブ等市民団体による集団回収に対し、補助金を交付する。
旭 市	分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに8区分に分かれる。
	ごみの分別収集	可燃ごみ：週2回、不燃ごみ：月2回、資源ごみ：週1回
習 志 野 市	ごみの分別収集	14分別（可燃、不燃、有害3、資源物8、粗大）で収集。紙資源、古着を除く有価物は習志野市リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包等の中間処理を行い資源化している。
柏 市	資源回収事業	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は直営、圧縮保管は委託
	布団資源化事業	粗大ごみ 委託
	プラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
勝 浦 市	分別収集	・平成12年4月1日より実施。 燃やせるごみ、空き缶、ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、古紙類、ビン類、粗大金物に分類。
市 原 市	分別収集	家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	フリーマーケットを中心に、市内及び各種団体がごみ減量・リサイクルを啓発する。
流 山 市	集団回収	自治会、老人会、子供会等リサイクル団体と回収する業者に対し補助金を交付
	6種分別	平成16年度から燃やすごみ、プラスチック類、燃やさないごみ、ペットボトル、資源（新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール、布類、びん缶類）、有害（有害ごみ、危険ごみ）ごみの6種分別を実施
	リサイクルプラザ・プラザ館	ゴミの減量・資源化に関する講座や教室の開催と情報の提供、粗大ゴミとして出された家具と自転車の再生販売。講座・教室の実施、粗大ごみからの修理再生販売、情報コーナーなどの啓発。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	平成12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
我 孫 子 市	集団回収	登録した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	資源化事業	資源として16種類に分別。平成13年度から新たに容器包装プラスチック類の分別回収を実施。また、平成15年度剪定枝木等のリサイクルチップ化を実施。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量と再資源化を進める。フリーマーケット、パネル展示などを実施。
鴨 川 市	粉セッケンミニプラント貸出	廃油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
鎌 ヶ 谷 市	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している（燃やせるごみ、金物類、ガラスセットモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ）
	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装ゴミ、ペットボトル、燃やさないごみ、資源ゴミ、粗大ゴミ
君 津 市	リサイクルプラザ事業	平成9年4月から君津市リサイクルプラザを設置。
	資源ごみ分別収集事業	14品目に分けて実施 びん類：生きびん、茶びん、透明びん、その他びん 缶類：アルミ缶、スチール缶 紙類：新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、雑紙 繊維類：繊維、ベッドボトル、容器包装プラスチック
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
浦 安 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
	ピーナスプラザ運営事業（リサイクルプラザ）	平成11年8月から、粗大ごみとして出された家具や自転車を修理し抽選販売している。また、リサイクル情報の発信基地として、ピーナスショップ・工房等を有し、リサイクル教室の開催、リサイクル情報の提供等を実施している。
	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源ごみは紙類、ビン、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、その他紙製容器回収	市役所、各公民館、スーパー等で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等で団体が紙類や布類などの資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（10円/kg）
四 街 道 市	廃食油及び古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収
	分別収集	9分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維））
	ペットボトル拠点回収事業	市内スーパー9ヶ所及び公共施設7ヶ所において拠点回収を実施している。
再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。	

市町村名	名 称	内 容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱	市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して助成金を交付し、もって清掃思想の啓蒙と生活環境の保全を図る。
	フリーマーケット	庁内の各種イベント開催時に実施。
	分別収集	燃せるごみ、資源ごみ（ビン・缶類、紙・布類）、粗大ごみ・金属類、燃せないごみ、乾電池・スプレー缶、紙パック、ペットボトル
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙
	資源回収実施奨励金交付要綱	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：紙類、布類、空き缶、空きビン等
印 西 市	資源物回収	資源物（ビン、カン、ペット、紙、布、プラ製容器包装、廃食油）の分別収集
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
白 井 市	資源回収運動奨励金	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付している。
	分別回収	平成15年から資源回収を全町的に実施（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）。
富 里 市	分別収集	4分別（可燃、不燃、ガラスびん、ペットボトル）収集。紙パック、電池、蛍光灯、体温計の専用回収ボックスを市内18ヶ所に設置。
	リサイクル品の販売	廃棄自転車のうち再生利用可能な自転車を修理し安価で住民に提供する。
	暮らしの中のリサイクル作品展	家庭から出た廃棄物を利用したリサイクル作品展
沼 南 町	分別収集	平成15年4月1日より、ペットボトル、危険有害物の2分別を追加し7分別収集を実施
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付
	ペットボトル回収事業	協力店（3店舗）で回収し、リサイクルを実施。
酒々井町	蛍光灯、乾電池回収事業	協力店（7店）及び役場で回収し、リサイクルを実施
	分別収集	可燃・不燃・資源・粗大・有害ごみの分別収集を行っている。
	印旛村資源回収運動奨励金交付要綱	平成3年4月1日施行 自治会・老人クラブ・子ども会・PTA等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付する。（団体3円/kg 回収事業者1円/kg）。
本 埜 村	本埜村資源回収団体奨励金	村内回収団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する（団体7円/kg回収業者3円/kg）。
	分別収集	5分別（可燃・不燃・粗大・資源・有害）により収集
栄 町	分別収集	5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。 制定：平成10年7月1日。
	リサイクル品交換コーナー実施要領	一般家庭における不要品のリサイクルを推進するために、町内の2箇所に町民の不要品等の情報交流の場として「リサイクル品交換コーナー」を設置 制定：平成13年10月1日。
下 総 町	再資源化物回収協力補助金制度	登録団体が行う資源ごみの回収に対し助成をする。（新聞、雑誌、ダンボール、アルミカン、ビンを分別で収集）
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当たり5円の奨励金を交付
	ゴミ減量化計画	H13 / 4月から牛乳パック、新聞紙、チラシ、雑紙、衣類、段ボールをリサイクルするための町民の自己搬入による分別収集を実施
大 栄 町	資源回収所設置	町民の自己搬入による、新聞、雑誌、ダンボール、衣、布類の回収所を役場敷地内に設置。
小 見 川 町	再資源化物回収協力助成事業	登録団体が行う資源ごみの回収に対して、1kg当たり2円を助成。
	リサイクルフェアの開催	年1回役場敷地内で資源ごみの回収を行っている。
	分別収集	ステーション方式でペットボトルの分別収集（月1回）ステーション方式で段ボールの分別収集（月2回）を実施。
山 田 町	フリーマーケット	毎年11月3日にリサイクル活動の一環として、出店者を募集し、フリーマーケットを開催。
	再資源化物回収協力（集団回収）補助金	PTA、子供会等が行う再資源化物回収活動（古新聞・古雑誌・段ボール・古布）に対し補助金を交付（3円/kg）
	リサイクル	毎年11月3日にリサイクル活動の一環として、廃油をもとに石鹸として再利用した。
栗 源 町	リサイクル活動協力奨励金	4PTAが行う集団回収（新聞・ダンボール・雑誌・ウエス・ビールビン）に対し奨励金を交付。
多 古 町	分別収集リサイクル	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみはさらに8区分に分類（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）
	リサイクルの日	年2回（10月、3月）古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回（4月、9月）なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
干 潟 町	分別収集	種類：可燃ごみ、資源ごみ（缶、ビン、ペットボトル、紙パック）、不燃ごみ 資源ごみはリサイクル
東 庄 町	再資源化回収協力補助金事業	自治会、PTA、婦人会等が行う再資源化回収活動（古新聞・古雑誌、古布）に対し、補助金を交付する（3円/kg）
	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
海 上 町	分別収集	可燃・不燃・缶・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器包装類、紙、布類を分別収集。
飯 岡 町	分別収集	昭和48年度より、東総塵芥処理組合を設置し、ゴミ処理の広域化、有料化を開始。現在、8種類による分別収集を行っている。
光 町	分別収集事業	3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）で収集。さらに資源ごみは種類、区分に分かれる。
野 栄 町	再生資源回収活動奨励金交付制度	自主的に資源回収を行う団体（区会・子ども会等）に奨励金を交付（古紙類、布類、缶：5円/kg以内）。
	分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
大 網 白 里 町	ごみの分別集収	可燃ごみ、ビン、ガラス、カン、ペットボトル、金物類、乾電池、蛍光灯類、粗大ごみに分別して収集
	リサイクル回収倉庫	町内3ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	資源再生利用促進奨励金	子供会及びPTA等各種団体に奨励金を交付する（紙、布、ビンは1kg5円、アルミ缶1kg10円）
九 十 九 里 町	資源回収運動奨励金	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し奨励金を交付する（5円/kg）
	空き缶処理機設置	限りある資源の大切さと、リサイクルに対する習慣を養い、町内の美化の推進を図るため、空き缶処理機を設置し、利用者に商品券等と交換（1,000缶）。
	ごみの分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの7分別
	リサイクル	町内2ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールの回収を行う。

市町村名	名 称	内 容
成 東 町	ゴミの分別	ゴミ袋の種類を可燃、資源（カン、ビン、ペットボトル）、不燃（ガラス類、金属類）の6種類とし、分別収集を行っている。 ゴミ袋の料金 { 可燃（大）40円、可燃（小）20円、カン30円、ビン30円 （1枚につき） { ペットボトル20円、ガラス類30円、金属類30円
	資源ごみ回収促進事業 リサイクル倉庫事業	資源回収団体に対し、奨励金(1kg/5円)を交付。 各家庭から発生する、ダンボール、古新聞を無料で引き取りを行っている。
山 武 町	ごみの分別収集	山武郡環境衛生事業振興組合において、ごみの分別収集（12品目）を実施している。
	リサイクル倉庫	リサイクル業者の協力により、リサイクル倉庫を設置し、紙類の回収を実施
進 沼 村	資源再生利用促進奨励金交付事業	子供会及びPTA等各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。
松 尾 町	資源再生利用促進奨励金	資源回収実施団体（子供会、老人クラブ等）に対し回収量に各単価を乗じたものを交付する。
横 芝 町	資源再生利用促進奨励金	子供会、PTA等各種団体が行う資源（紙類・繊維類、アルミ類）回収に対して、奨励金(3円/kg)を交付する。
芝 山 町	空き缶処理機設置	平成12年7月より、限りある資源の大切さとリサイクルに対する環境意識や町内の美化の推進を図るため、空き缶処理機（2台）を設置し、奨励処置として利用者へ図書券と交換。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類委託で実施
長 生 村	資源ごみの定期回収	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの（紙類等）については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの（紙・新聞紙等）については、焼却処分せずに資源ごみとしてリサイクルしている。
	リサイクルマーケット	住民のリサイクルの意識の高揚を図り、ごみの減量化・再商品化を推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
夷 隅 町	空き缶回収	路上等に投棄された空き缶対策として、空き缶回収機を設置し、回収利用者へ図書券を交付（補助券500枚に対し、500円の図書券1枚）。町内3小学校に空き缶回収機を設置しアルミ缶の資源回収を11年4月より開始。
	分別収集	可燃ごみ、鉄類、ガラス類の3分別収集。
	有価物回収助成	H4年9月より実施、PTA等の団体が有価物回収を行った場合にkg当り3円の助成を行う。
	町内一斉古紙回収	「千葉県リサイクルの日」にあわせて、町内一斉古紙回収が実施され、古紙の回収を現在まで実施
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル、発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
	ごみの分別収集	町及び委託業者により、可燃ゴミ、不燃ゴミ（2分別）、資源ゴミ（7分別）の10分別収集。
大 原 町	大原町資源再生利用促進事業	ごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量化及び資源の再生利用を促進するため、廃棄物の収集を各種団体で実施した場合、その団体に対して奨励金を交付することにより、生活環境の保全を図る。
岬 町	資源ごみ回収事業	家庭から排出される資源ごみ（古新聞・古雑誌・牛乳パック・ペットボトル）を町内指定場所で回収し、リサイクル促進を図る。
富 浦 町	資源ゴミ回収事業奨励補助金交付要綱	紙類・ビン類
富 山 町	集団資源ごみ回収運動	PTA・子供会による集団資源ごみの回収運動（新聞、布、びん）。
	廃油石けん作り	生活排水等における水質汚濁防止の一環として婦人団体を中心として石けん作りを通じて啓発を図る。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。 （可燃・紙布類・かん類。ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別）
三 芳 村	ごみの分別収集	可燃物、金属類、ガラス類、粗大ごみに4分別。
	資源ごみ回収事業奨励補助	登録団体が行う資源ごみ回収事業に対し、回収量1kg当たり3円を助成。
白 浜 町	全町一斉海岸清掃	年2回（夏、秋）住民により、各地区の海岸清掃を実施。可燃・不燃物と分別して回収。また、県リサイクルの日県民運動に伴い古紙の一斉回収をしている。
千 倉 町	空き缶回収機	缶一個につきチケット1枚発券。200枚で500円の図書券と交換（小中学校に設置）
	資源回収事業奨励補助金	登録団体が行う集団回収に対して補助（古紙：3円/kg）
丸 山 町	分別収集	可燃、茶色びん、無色びん、その他色びん、ガラス類、アルミ缶、スチール缶、その他金物、粗大ごみ、プラスチックの10分別収集。
	古紙一斉回収	年3回町内の一般家庭から古紙を一斉回収する。
和 田 町	10分別収集	平成11年10月より、燃やせるごみ、金属類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空き缶、空きビン、プラスチック類、古紙類、布類、粗大ごみの10分別。
天 津 小 湊 町	資源ごみ集団回収推進事業	ごみの再資源化、減量化を促進し、町民のごみ処理に対する認識を高めるとともに生活環境の美化を推進するため、資源ごみの回収事業を実施。
	町内一斉清掃	年1回住民による、海岸線を中心とした一斉清掃を実施。

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入補助事業	販売価格の1/2、上限3万円、一世帯1基まで補助
	生ごみ肥料化容器補助事業	販売価格の2/3、上限3千円、一世帯2基まで補助
	ごみ減量ちばルール推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指して、小売業者等とごみ減量のためのちばルール協定を締結。リサイクル推進基金を活用して、古紙のステーション回収やマイバッグキャンペーン等を実施。

市町村名	名 称	内 容
銚 子 市	資源ごみ集団回収	110団体が資源ごみを回収、その量に応じ、団体及び資源回収業者に奨励金を交付
	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付
	銚子市使用料及び手数料条例	・指定ゴミ袋（袋に収集処理料を加算）平成16年3月26日制定 可燃袋（20ℓ相当）15円/枚、可燃袋（30ℓ相当）20円/枚、不燃袋（45ℓ相当）30円/枚、資源袋（45ℓ相当）10円/枚 ・粗大ゴミ収集運搬処理手数料 15kg以下のもの500円、15kgを越え30kg以下のもの1,000円、30kgを越え45kg以下のもの1,500円、45kgを越えるもの2,000円
市 川 市	市川市廃棄物減量等推進審議会	幅広い層から推薦された15名の委員によって構成され、循環型社会構築のための廃棄物行政についての提言・審議を行っている。
	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・買物袋持参運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。（協力店舗 221店舗）
	生ごみ減容・資源化推進事業	家庭から出る生ごみの資源化・減量化促進として、購入費の補助を行っている。（コンポスト容器は3,000円を限度に価格の2分の1で1世帯2基まで。電気式生ごみ処理機は、本体価格の3分の1で20,000円を限度に1世帯1台）
	マイバック運動	レジ袋発生抑制のため、市内全域の参加店600店より一般市民にエコガードを配布すると共に、公募などのモニター7,400人も参加してマイバック運動を行う。
	市川市廃棄物減量等推進員	ごみの減量やリサイクルに市と協働で取組むために、市内全域から公募により、呼称「じゅんかんパートナー」を選出し委嘱。 市と市民とのパイプ役となり様々なごみ減量やリサイクルの普及活動・不法投棄などの監視、通報などを行う。（市内14地区150名）
船 橋 市	生ごみ処理器購入費助成	コンポスト・WM容器等：1世帯につき2基まで購入価格の1/2上限3,000円で助成 生ごみ処理機：1世帯につき1機まで購入価格の1/2上限20,000円で助成
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	平成14年10月から実施。350円～
館 山 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみについて指定袋を導入。45ℓ（30円/袋）20ℓ（20円/袋）
	飲料用紙バック回収	指定された日に飲料用紙バックを市が直営で回収する。
	古紙回収	指定された日に古新聞、ダンボール、雑誌を業者が回収する。
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック専用の指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税を除く）の1/2の額で6,000円を限度。
松 戸 市	ごみ減量促進事業	庁内ごみの再資源化、ポスター・ちらし等の啓発資料の作成を実施。指定ごみ袋は無。家庭ごみの収集料金は無料。粗大ごみの有料化は平成9年4月1日から実施。
野 田 市	指定ごみ袋制度	年間130枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（20ℓ85円/枚、30ℓ125円/枚、40ℓ170円/枚）
	ごみ減量協力店制度	市内148店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力を願っている。
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	野田市堆肥センター	市内から発生する剪定枝、落ち葉、草を無料回収し、堆肥化する。堆肥は市内の農家が有効利用する。
佐 原 市	生ごみ処理器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器（購入金額1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで） 生ごみ処理機（購入金額1/2、限度額20,000円、1世帯1基まで）
	再資源化物回収協力奨励金交付制度	再資源化回収協力実施団体に対して、回収量に応じ奨励金を交付（3円/kg）。
	指定ごみ袋	燃えるごみ用（大100円以内/10枚、小90円以内/10枚） 燃えないごみ用、ビンカン用、ペットボトル用（大115円以内/10枚）
茂 原 市	コンポスター設置助成事業・電動式生ごみ処理機購入費補助事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスターEM容器を補助額を差し引いた価格で販売。電動式生ごみ処理機 購入価格の1/2を助成（上限20,000円）
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（4種類120円/10枚、他に電池等収集袋に外袋を使用）
	減量化施設	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・家具等をリサイクルし、市民に還元している。
	家庭用ごみ減量器具設置補助金	機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐 倉 市	生ごみ堆肥化容器設置助成	コンポスト容器補助 2,000円又は購入費×1/3 生ごみ処理機補助 上限15,000円又は購入費×1/3 発酵菌容器補助 2,000円又は購入費×1/3
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビンその他紙・プラスチック）価格は自由競争。
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し補助金を交付する。限度額2万円
	エコバッグ利用促進キャンペーン	レジ袋の削減量に応じて図書券を小学校に配布している。また、ちらし配布等により小学生にPRし、子供からのライフスタイル変革を目指す。
	指定ごみ袋制の導入	平成6年4月より指定袋による家庭ごみの収集を開始、収集料金は無料。
八 日 市 場 市	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ堆肥化容器購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化と化学肥料による土壌負荷の削減を図るため、市内の家庭に対し、生ごみ堆肥化容器の購入時に補助金を交付している。
	生ごみ処理機購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図る。生ごみ処理機購入者に対し補助金を交付。但し、市内の販売店から購入したもので、購入価格の1/3、2万円を限度とする。
旭 市	指定ごみ袋	可燃ごみ（約30ℓ）、不燃ごみ袋は45円/枚 可燃ごみ（約15ℓ）、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装類は25円/枚
	家庭用生ごみ処理機購入助成制度	電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入に対し助成している

市町村名	名 称	内 容
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会、環境美化推進員の設置、生ごみ処理容器購入費補助事業（容器6,000円、機器20,000円を限度として購入費の1/2）、リサイクル品フリーマーケットの開催。
	有価物回収運動奨励金事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金交付（5円/kg）、及び回収業者への補助（5円/kg）
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理機購入に対し、補助金を交付 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限3万円 ・機械式生ごみ処理機：本体購入価格の1/3、上限3万円
	指定ゴミ袋制度	指定ゴミ袋制度：有（可燃ごみ、容器包装プラスチック）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	当市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	指定袋制導入	分別収集の本格的実施に伴い、指定袋制を導入 小売店平均販売単価 可燃ごみ専用袋…45ℓ10円/枚 30ℓ8円/枚 不燃・資源ごみ専用袋…45ℓ12円/枚 30ℓ8円/枚
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（1基）の1/2で限度額3,000円、交付申請前3年以内に補助金の交付を受けた生ごみ肥料化容器を含めて1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1基）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。ただし交付申請前3年以内に補助金の交付を受けた生ごみ処理機がある場合は補助対象とならない。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
	マイバック持参運動	マイバック推進強化月間を設け、市民モニター及び協力店がレジ袋削減の運動を行なう。
流 山 市	生ごみ処理器購入補助	生ごみ処理器の購入者に対し、購入額の一部を補助
	生ごみ処理器モデル事業	市内2小学校における業務用生ごみ処理機の試行事業
	廃棄物減量等推進員	地域におけるごみ減量リサイクルの中心的役割
	リサイクル協力店	リサイクルに積極的な小売店を認定
	多量排出者に対する指導	減量計画書の提出
	マイバック運動	市民・事業者が一体となったマイバック運動
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成12年7月より実施 40ℓ 32円（24円）、30ℓ24円（18円）、20ℓ16円（12円） ※（ ）内は平成16年12月1日改定後の金額
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。
	ふれあい工房 我孫子市再資源化事業	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付（5円/kg、1世帯あたり10円）している。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	・コンポスト容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。 ・生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限30,000円）。 ・EM生ごみ処理容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。
	ごみ有料化制度	50円/45ℓ袋、20/20ℓ袋（袋代別）
	リサイクル推進認定制度	物品の販売に際して、ごみの減量化に努め、又は再生利用可能な廃棄物の回収を行なっている店舗をリサイクル推進店に認定する。
	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装ごみについて指定袋制を実施。
鎌 ヶ 谷 市	粗大ごみの有料化	平成8年10月 粗大ごみ1点につき840円
	買い物袋持参推進運動	昭和63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
	生ごみ処理容器等購入補助制度	昭和61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
君 津 市	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度3,000円、1世帯2容器まで。
	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。 40ℓ（180円/枚）30ℓ（135円/枚）20ℓ（90円/枚）
	剪定木等の堆肥化事業	庭木などの剪定木、草等を粉碎して堆肥化し、市民に販売する。（平成14年10月より実施）
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、容器包装プラスチック袋にてごみを回収（15円/枚）。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付（購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで）。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	平成13年10月。助成金の額は購入額の2分の1額とし、20,000円を限度とする。
浦 安 市	生ごみ処理容器補助金	生ごみ処理機30,000円まで 生ごみ処理容器3,500円までの購入額の1/2
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点につき品目により400円～2,000円 平成13年10月1日から開始。
	再資源化施設事業	びん・缶・紙・ペットボトルを再資源化するプラント。平成11年4月から稼動。
	指定ごみ袋制導入	分別の徹底・再資源化の促進、燃やせるごみの減量、収集作業の安全性の確保を目的として、平成18年1月23日より家庭系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）において指定ごみ袋制を導入する。なお、指定ごみ袋の値段については、各袋製造メーカーの製造コストなどにより異なる。
四 街 道 市	生ごみ処理容器等購入設置助成	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額25,000円） 生ごみ処理容器 購入額の1/2（限度額5,000円1世帯2基まで）
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋2枚と交換
袖 ヶ 浦 市	ごみの有料化・指定袋制導入（家庭ごみ）	平成13年7月より燃やせるごみ、燃やせないごみについて実施（20ℓ：11円、30ℓ：13円、40ℓ：16円）
	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会	減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会を置く。
	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員	市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
	袖ヶ浦市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。一般家庭から廃棄される生ごみの減量化の促進を図る。

市町村名	名 称	内 容
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大)、カン・ビン:140円/10枚、不燃ごみ、ペットボトル:160円/10枚 可燃ごみ(小):120円/10枚
	八街市生ごみ処理容器等購入費補助金	購入金額の1/2補助(上限あり)、生ごみ処理容器上限(3,000)、生ごみ処理容器上限(25,000円)
	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ減量化機器:購入金額の2/3、上限40,000円の補助
印 西 市	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラ容器包装の指定袋を導入
	不用品交換	不用品交換コーナーの設置(リサイクル情報広場)
	生ごみ処理機活用支援制度	生ごみ処理機生成物を回収
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等で啓発活動の実施
白 井 市	フリーマーケット	年2回市役所駐車場を利用し実施(各家庭で不要になったもの)
	広報紙等でPR	広報紙で分別徹底を図りごみの減量化を図る。
	生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付(容器式:購入価格の2/3限度額3,000円、一世帯につき5年間で2基まで 機械式:購入価格の1/2限度額30,000円 一世帯につき5年間で1基まで)
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(中・大)の3種(平成13年10月)
富 里 市	事業系紙類の回収	事業所から排出される紙類を電話申込みによる回収を行い資源化を図る(平成13年4月)
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの4種。
	資源回収運動奨励金	資源回収運動実施団体に対し、奨励金を交付する。
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	家庭から出される生ごみの堆肥化容器等購入設置者に対し、その費用の一部を助成する。
	エコショップ認定制度	市では「ごみを出さない」為の取組の一つとして、消費の段階からごみの発生を抑え、また、商品を消費したあと、不用となったものを「資源」として、リサイクルすることを目的に「ごみの減量・リサイクル協力店」通称エコショップ認定制度をスタートさせた。
	マイバックキャンペーンモニター募集	家庭から排出されるレジ袋等の抑制を目的として、モニター200名を募集し、2ヶ月間使用してもらいアンケートによる意識調査の実施。
	ごみ減量・リサイクル啓発ポスター展	資源循環型社会を目指し、市民・事業者に3Rに対する意識を高めることを目的に市内の中学1年生を対象に作品を募集し、ポスター展を開催。最優秀作品はポスターにする。
沼 南 町	指定ごみ袋導入	平成10年4月1日より、燃やすごみ・プラスチック系ごみについて、指定袋を採用。
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン、カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 上限30,000円、購入金額1/2 コンポスト容器 上限3,000円、購入金額1/2
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)
印 旛 村	生ごみ処理容器等購入設置助成金交付要綱	平成13年4月1日施行 生ごみ処理容器 購入価格1/2 上限3,000円 1世帯2基 生ごみ減量化機械 購入価格1/2 上限30,000円 1世帯1基
本 埜 村	本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみ処理容器等購入者に対し助成金の交付 生ごみ堆肥化容器(購入費の1/2 3,000円を限度)、生ごみ処理機(購入費の1/2 30,000円を限度) 平成13年3月29日
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみの指定袋制を実施
栄 町	生ごみ処理容器等購入設置費	生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 1世帯2基 生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限30,000円 1世帯1基 制定:平成9年4月1日。
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体(自治会・子供会等)資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙、繊維類、びん類、金属類 制定:平成4年4月1日。
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	指定ごみ袋・シール有り。 一般廃棄物収集運搬手数料 可燃ごみ・資源ごみ 1枚(大)20円(中)15円(小)10円 不燃ごみ・有害ごみ 1枚15円 資源専用シール 1枚20円 粗大シール20円 制定:平成10年7月1日。
下 総 町	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し、その費用の一部を補助。(処理容器1個につき、5,000円を上限とし購入価格の2分の1。減量化機器1基につき、25,000円を上限とし購入価格の2分の1)
	指定ごみ袋	可燃(大・小)、ビン・カン、その他、ペットボトル(1枚35円)
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種 各1枚35円
大 栄 町	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器 購入価格(税抜)1/2上限2,000円 1世帯2基まで 生ごみ処理機 購入価格(税抜)1/2上限25,000円 1世帯1基まで
小 見 川 町	家庭用簡易式生ごみ堆肥化容器設置補助金	コンポストを設置した者に1基当たり3,000円を限度に2基まで補助。
山 田 町	家庭用ゴミ減量化対策施設設置事業補助金	家庭用生ゴミ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、3,000円の補助金を一世帯2基まで交付。
栗 源 町	指定ごみ袋	指定ごみ袋:可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトル 各1枚35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器(1個3,000円)、生ごみ減量化機器(1/2補助で、1基25,000円限度)の設置に補助金を交付。
多 古 町	ゴミ減量化計画	小中学校、役場を拠点とした牛乳等の紙パックの回収、広報PR、フリーマーケット
	生ごみ処理機設置事業	生ごみ処理機の購入価格の2分の1に相当する額で25,000円を限度として補助。
干 潟 町	指定ごみ袋の有料化	可燃 40円 不燃 40円 資源 20円
	指定ごみ袋	指定袋あり(1枚45円)
干 潟 町	生ごみ自家処理堆肥化容器購入設置補助事業	家庭からの生ごみを自家処理することにより、ごみの減量化を図るとともに堆肥として有効利用する。1基につき2,000円

市町村名	名 称	内 容
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付
海 上 町	指定ごみ袋	可燃・不燃 各1枚45円 缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類 各1枚25円
	生ごみ処理機等設置助成	生ごみ処理容器 2,000円限度 1世帯2基まで 生ごみ処理機 上限20,000円 購入価格1/3
飯 岡 町	指定ごみ袋	指定ゴミ袋有り 可燃（30%45円、15%25円）、不燃40%45円、資源（カン40%25円、ビン30%25円、ペットボトル45%25円、プラスチック容器包装45%25円、紙、布は無料） 直接搬入 可燃、不燃 100円/10kg（100kg未満）、150円/10kg（100kg超）、資源100円/10kg（紙、布は無料）
光 町	ごみの有料化事業	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ袋の指定（可燃・不燃1枚40円、資源袋・シール1枚20円）
	粗大ごみ特別収集	処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して戸別収集している（基本料金2,000円、重量料金400円（100kgごと）。ただし、家電リサイクル法対象品目は別途料金加算。
	電動生ごみ処理機設置補助金	・平成16年3月29日制定 同年4月1日施行 一般家庭より排出される生ごみの自己処理を推進し、ごみ処理、再利用に対する意識の向上と、生ごみの減量化・再資源化を図る。 補助金額は、購入金額の1/3とする。但し、上限は20,000円とする。
野 栄 町	ごみの有料化	可燃（大）不燃ごみ袋各40円、資源ごみ袋、資源ごみシール、可燃（小）各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に町民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。（基本料金2,000円+400円/100kg）
大 網 白 里 町	生ごみ堆肥化装置設置費補助金	生ごみ堆肥化装置を購入し設置した者に対し、補助金を交付（1基あたり上限20,000円 半額補助）
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ類について指定袋で回収を行う。
九 十 九 里 町	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集
	環境浄化推進事業	コンポスト1基に3,000円補助 家庭用生ごみ処理機の設置者に対し、購入額の1/2（1万円を限度）として補助金交付。
	指定ごみ袋	燃えるごみ専用袋（大・小）、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定 （燃えるごみ専用袋大1枚60円、小1枚40円 空き缶・不燃物専用袋1枚15円）
成 東 町	家庭用生ごみ堆肥化装置設置事業	生ごみの減量を目的とし、コンポスト及び電気式生ごみ処理機の購入に要した経費を10,000円を限度に2分の1を補助。
山 武 町	資源ごみ集団回収事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、資源ごみの回収活動を実施した団体等に対して助成金を交付する（5円/kg）
	生ごみ処理器購入設置助成事業	家庭から排出される生ごみを自ら処理することによって生活環境の保全を図るため、生ごみ処理容器を購入して設置したのに対し、その費用の一部を助成する。（平成12年4月から）（1）電動式・手動式・自然式（2基まで）1/2以内 限度額2万円
松 尾 町	生ごみ処理容器設置事業	コンポスト容器購入費の1/2を助成している。
横 芝 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ1枚50円、35円、不燃・資源・有害袋1枚20円、粗大ごみステッカー1枚100円
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみー1枚50円、不燃・資源・有害袋ー1枚20円、粗大ごみステッカーー一品につき1枚100円
	生ごみ堆肥化容器等設置事業	平成12年4月から、家庭用生ごみ堆肥化容器購入費の1/2（5,000円限度）、補助及び生ごみ堆肥化機器購入費の1/2（20,000円限度）として補助金交付。
陸 沢 町	指定ごみ袋	長生郡市広域市町村圏組合指定袋 1枚62円
	生ごみ肥料化容器購入助成金交付事業	生ごみ肥料化容器（コンポスト）、生ごみ処理機（電動式）購入者に助成。
長 生 村	生ごみ肥料化容器購入設置費補助	生ごみ肥料化容器の購入について、1家庭に2基まで補助金を交付する。 1基目3,000円、2基目2,000円の補助金額
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋10枚入り6,200円（購入金額の中に一部収集手数料を添加している） 不燃ごみ袋10枚入り170円（収集料金の添加はなし）
白 子 町	ごみ肥料化容器設置補助金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付。（コンポスター：1世帯2基まで 1基につき3,000円 機械式：購入額の1/2 限度額10,000円）
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助事業	長南町ごみ減量化対策施設設置整備補助金交付要綱 ・コンポスト容器1基につき2,500円限度で2基まで・微生物利用型容器購入金額の1/2を補助2基セットで2,000円限度で2セットまで・電気式生ごみ処理機20,000円を限度
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 収集不燃ゴミ 無料
	生ごみ処理機購入費補助事業	一定の要件に該当する家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり16,000円を限度に購入費の2分の1を補助する。
夷 隅 町	指定ごみ袋制度	可燃専用袋 10枚/500（グリーンの袋） 不燃用袋 10枚/500 ガラス類（イエローの袋） 鉄類（ピンクの袋）
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト：購入額の1/2以内、限度額3,000円としー世帯2個まで 生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円
大 原 町	ごみ減量化対策	容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、ごみの減量化対策に取り組んでいる。指定袋は大・小の2種類とし大袋一枚50円、小袋一枚30円
岬 町	有料指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ（金物類、ガラス類）共に、指定ごみ袋有。事業系ごみ袋は処理料金の上乗せ有。
	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみの減量を推進するため、町内指定業者から50,000円を超え、100,000円未満の生ごみ処理機を購入する家庭に対し、20,000円を補助する。平成14年度から実施。
三 芳 村	ごみ収集の有料化	可燃ごみについて、世帯人頭割（500～1,000円/月）で料金徴収。
白 浜 町	生ごみ処理容器等購入補助事業	生ごみ堆肥化容器（コンポスター）1基につき3,000円限度 生ごみ処理機（電気）購入額の1/2に相当する額（1基につき20,000円を限度。） 生ごみ処理容器（バケツ）1基につき500円ただし1世帯2基を限度
千 倉 町	生ごみ肥料化容器補助金	コンポスト、EM容器購入者に対して補助。 （コンポスト：3,000円/基 EM容器1,000円/基）
丸 山 町	丸山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47.10.1 一般廃棄物の処理に係る手数料等を定めている。 可燃ごみのみ1袋あたり30円

市町村名	名 称	内 容
和 田 町	指定ごみ袋制	「燃やせるごみ用」「燃やせないごみ用」「資源ごみ用」の3種類の指定袋を使用。
	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ減量化機器 購入価格1/2 上限20,000円
天津小湊町	生ごみ処理容器購入費補助	家庭から排出される生ごみの自己処理を行うための生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対して補助を行う。 斡旋価格の1/2を限度 1世帯につき2基まで

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、毎年、市内の小学校6校（各区1校）を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	環境学習指導者養成講座	地域における環境学習や環境保全活動を率先して行えるリーダーを養成するための講座を開設する。初級コースとステップアップコース（各コース定員30名で5日間）を実施。
	エコ体験スクール	小学校4～6年生を対象に、1泊2日の参加体験型の環境学習を開催する。定員40人で2コース。
	ちばし環境フェスティバル	「環境月間」・「環境の日」の趣旨について広く市民に普及啓発を図るため、記念講演会や市民団体や企業との協働による「ちばし手作り環境博覧会」を実施する。
	エコライフちば	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年4回（各26,000部）発行する。
	環境学習副読本「エコエコ大作戦」	小学校4～6年生を対象とした環境学習の副読本「エコエコ大作戦」を作成し、市内の小学校4年生全員に配布する。
	千葉県環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	平成17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、環境クリーン課から講師（職員）を派遣し出前講座を実施（参加人数70人）
	自然観察案内人養成講座	行徳近郊緑地をフィールドに野鳥を中心とした自然のあり方を理解し、人に伝えられる技能を修得することを目的に平成13年度から実施している。16年度は入門編・学習編・実践編の各講座を6回ずつ計18回開催し、計97名が受講した。
	市川自然環境講座	平成13年度から3年間かけて実施した市川市自然環境実態調査の結果について、実際に調査を担当した専門家が講師になって講座を開催することで広く市民に公開し、市川の身近な自然を理解してもらうとともに、総合計画が掲げる「人と自然との共生」を考えるもの。5回連続講座。延べ150名参加。
	啓発資料の発行	身近な自然環境に目を向け、そこに生息する動植物の姿や自然の仕組みについて市民に知ってもらうため、市内を6地区に分けて「市川自然観察ガイドマップ」を発行した。また、市川の自然を総合的に紹介する「発見・市川の自然」を平成17年度に発行するため編集作業を行った。
	自然観察会	市立市川自然博物館が主催し、親子対象の「いきもの観察会」、おとな対象の「じくり観察会」「土曜の観察会」、博物館学芸員とともにゆつくりと歩く「散策会」を実施している。また、夏に大町自然観察園でホテル観察会を行っている。16年度は計31回開催、745名参加。
	夏休み親子トンボ教室	トンボの専門家の指導を受けながら、トンボをよく観察することによって、生きものの生活環境を理解し、人と自然の関係を考えることを目的として大町自然観察園で実施。53名参加。
	いちかわ環境フェア	市民を対象に環境に関する意識の高揚と知識の普及を図るため開催。平成16年度は市制施行70周年記念事業として環境フェアを開催し、千石正一氏を講師として環境講演会を実施した。
	いちかわ子ども環境クラブ	小中学生の自発的な環境学習を支援するために運営している。それぞれが目標を決めて行うグループ活動のほか、全体活動として発足式・活動発表会・親子環境教室などを行っている。平成17年3月末日現在、18団体、1144名。
	環境活動リーダー養成講座	環境学習を自主的に進める市民リーダーの養成を目的として開催している。平成16年度は7講座を開催し、延べ152人が受講している。
	エコ施設見学会	環境月間に環境に配慮した事業活動に取り組んでいる企業の施設見学会を実施している。平成16年度はピオトープを設置した最新式火力発電所を見学した。
船 橋 市	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットやプログラムの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。平成16年度に支援した活動は22回 939人に支援
	セミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらの調べ方を学ぶ入門コースと公園のぬけがらを調べる実践コースを実施した。入門73名、実践54名（平成17年度）150千円
	船橋環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展や体験実演、発表会等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。参加人数及び予算額：（平成17年度）約3100人、478千円。
館 山 市	自然散策会	平成15年度に作成した「ふなばし自然散策マップ」を使い、マップ作成者と共に自然散策を行う。平成16年度より年3回実施。参加人数及び予算額：（平成17年度）各回約30人、43千円。
	三角コーナー水切紙配布事業	小学校4年生に水切紙を配布し家庭雑排水の浄化を働きかける。
	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、最優秀賞を翌年の環境美化カレンダーに掲載（応募点数：647点）
木 更 津 市	市内一斉清掃	5月に市民とともに散乱ごみの収集をし、ポイ捨禁止を呼びかける（8,000人参加）
	たてやま自然エネルギー学校	子供達が、自然エネルギーに親しむことができるよう、NPOや関連企業の協力を得ながら、体験活動を重視した講座の展開を図る。（2回/年）
松 戸 市	リサイクルフェア	日常生活の中でできるだけごみを減らし、資源のリサイクルを推進することを目的として平成16年10月17日（日）木更津市民総合福祉会館駐車場にて開催。参加人数約8,000人。（リサイクル品展示抽選会、リサイクル促進ポスターコンクール、フリーマーケットなど）
	(財)松戸みどりと花の基金野鳥観察会	野鳥は自然のパロメーターといわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然とのかかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内、県内及び近隣都県で講師3名により実施している。
松 戸 市	音環境学習会	小学生と保護者を対象に、残したい「日本の音風景100選」に認定された矢切の渡しと柴又帝釈天の音風景を探訪して、また、音について考え、空き缶等を用いて音の楽器を作成した。参加人数7名

市町村名	名 称	内 容
松 戸 市	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。参加人数137名
	親子が水辺で集う日	環境月間である6月に河川に親しんでもらうと共に河川愛護の精神を高めることを目的に環境イベントを実施する。参加人数 800名
	河川見学会	公募により、河川関連施設の見学会を実施 参加人数38名
	環境学習	市内小・中学校・団体の依頼により環境学習の実施 参加人数 計8団体576名
	水辺の学校	公募により、水辺環境学習を実施 参加人数38名
野 田 市	再発見！水の話	地球環境と水の話について 参加人数77人
	生き生きライフセミナー	環境問題についての講義 参加人数58人
	婦人会員講座	リサイクルについての講義 参加人数18人
	北部長寿大学	環境問題についての講義 参加人数224人
佐 原 市	佐原市環境フォーラム2005 (H17.6)	講演、事例発表 (4件)、フリーマーケット (ごみ減量化)、プランターコンクール、ポスターパネル展 延べ参加人数470人
	印旛沼クリーンハイキング	ごみ空き缶等を拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、金魚すくいやクイズ大会、水質勉強会などのイベントを行う。平成17年度参加人数623人
成 田 市	環境関連講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。平成17年度参加人数185人
	屋形船による印旛沼自然観察会	印旛沼に直接触れて楽しみ、沼の実態を市民に知ってもらう。平成17年度参加人数48人
	坂田ヶ池親子自然観察会	坂田ヶ池で講師を招き自然観察会を行い、自然と親しむ機会と学習の場を提供する。平成17年度参加人数17人
佐 倉 市	水辺環境展	佐倉の水環境に関する展示と水辺の生き物たちを観察。(平成16年度1,100人来場)
	自然環境講座	環境団体との共催により佐倉の湧水をテーマとして実施。(平成16年度3回延べ109人参加)
東 金 市	アースセレブレーション2005	環境への気づきを促すイベントを「アースセレブレーション2005」のコンテンツとして位置づけ、様々な環境学習の機会(下水道浄化センターの見学会、環境ウォークラリー等)を体系化し市民に提供する。
	自然観察会	自然観察グループ「ときがねウォッチング」のガイドで冬の野鳥観察やネイチャーゲームなどを行う。参加者40名。
	Kids ISO説明会	Kids ISOの意義を理解してもらうために、市内小学校(9校)の5・6年生を対象として地球温暖化についての説明会を実施する。
習 志 野 市	小学生の環境施設での環境学習	市内全16小学校の4年生を対象に、市内の環境関連3施設の環境学習を実施している。16年度は、清掃工場・リサイクルプラザにおいて「ごみとリサイクルの現状」を、谷津干潟自然観察センターでは「ラムサール条約と干潟の生き物」についての学習を実施した。
	自然観察会	市民が自然環境保全の大切さを認識し、自然保護意識の高揚を図ることを目的に、自然観察会を開催している。16年度は、「習志野市名木百選」の樹木を巡る「春のふれあい自然観察会」、植物観察、種の模型作りを行う「夏休み子ども自然観察会」を実施した。
柏 市	リサイクルフェア	平成17年10月2日(日)実施。参加人数:1,500人。 内容:フリーマーケット、リサイクル作品コンテスト、模擬店でのリユース食器の利用。
	手賀沼流域フォーラム	平成17年10月1日(土)に千葉県、流域自治体、市民団体との共催により、手賀沼親水広場で開催。手賀沼浄化に向けて、基調講演、事例発表を実施。
	柏の水辺めぐり	地域の環境問題に対する意識高揚を図り、手賀沼や流域河川の浄化のため、手賀沼船上見学や北千葉導水第二機場、手賀沼流域下水道終末処理場の施設見学など行った。16年度 70回 2,302人
	環境見る・知る・はじめる展	平成16年6月3日(木)～13日(日)さわやかちば県民プラザで実施。環境に関するパネル展示とビデオ上映。参加人数:1,000人/日。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をおとして、自然環境の保全への意識高揚を図るため、平成16年1月25日(日)に船上探鳥会を実施。参加者 33名。
	みんなでふれよう!柏の生きもの	平成16年7月17日(土)さわやかちば県民プラザで、ホテルについての講演、市民団体のパネル展示等を実施。
	学校ピオトープの整備	市内の学校内に環境学習・活動の拠点となるピオトープを整備する。予算額900千円
	エコフェアいちほら	市原市環境の月のメイン行事として環境啓発映画、各種団体による環境保全活動内容の紹介、フリーマーケット等を実施。平成17年6月11日(土)開催。来場者数約5,000人、予算額1,250千円
市 原 市	臨海部工場見学	市内小学生を対象に実施。17年度参加人数909人。
	巨木めぐり	市内にある自然環境に直接触れ、自然の大切さを実感する。17年度参加人数37人。
	水辺の観察会	養老川に生息する水生生物などを観察して水辺に親しむ。17年度参加人数27人。
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。
	夏休みリサイクル施設見学会	市内小学校4年生以上を対象に市内のリサイクル施設等の見学を通して、ごみの減量とリサイクルの必要性を実感してもらう。平成17年度参加人数15名。
	第12回回流山市「環境デー」	富山和子氏の講演会と市内環境団体の展示発表 講演会のテーマ「水と緑の国・日本」 平成17年6月19日(日)実施 参加人数 約200名
八 千 代 市	こども環境教室	小学校5・6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を2日間行う。参加者39名(平成16年8月2日、3日実施)
	環境モニター施設見学会	環境モニターによる環境施設の見学会を行い、環境意識の高揚を図る。 1回目参加者14名(平成16年7月15日実施)、2回目参加者29名(平成16年10月22日実施)
	エコクッキング	地球温暖化を肌で感じ、環境と健康にもやさしい料理の講習会。 参加者18名(平成16年10月28日実施)
	昆虫展	水辺の自然環境調査(平成14年3月)時に採取した昆虫標本の展示。期間中に2日間学習会を開催 来場者504名
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、市内小学校5・6年生を対象に実施している。
	手賀沼ふれあい船上見学会	一般市民を対象とした船上見学会を実施し、手賀沼に対する理解を深め、浄化に対する意識の高揚を図る。
	水辺の環境学習	夏休み期間中、小・中学生を対象としてペットボトルからの透視度計作製と釣りマナー教室を組み合わせた環境学習を実施。参加人数 20名
	環境配慮指針学習会	環境にやさしい生活のための啓発事業として市民講座を実施。 参加人数 70名

市町村名	名 称	内 容
鴨 川 市	環境ポスター展	市環境週間中に、市内小学生が作成した環境ポスターを展示。
	自然観察会事業	市内小学生を対象に、自然観察会を実施。子供たちに、身近な自然に触れてもらい、地域環境を見直してもらうことで、自然環境の保全等の意識の高揚を図る。
	ふれあい学習	総合的なボランティア活動の一環として「ふれあい学習」を実施。(海岸清掃)
鎌 ヶ 谷 市	こども環境講座	夏休みこども環境講座(エコクッキング 2回 延べ61名参加) 春休みこども環境講座(水環境講座 1回 8名参加)
	まなびい大学くらし学部	市民環境講座(3回 延べ64名参加)
	講師派遣事業(学校等)	市職員を学習会の講師として派遣(2回延べ131名参加)
	環境フェア	リサイクル推進ポスター展、剪定木堆肥試供品配布、ビデオ上映(地球温暖化防止、広域ごみ処理施設など)。水と大気の調査状況・放置自動車の現状などの展示
君 津 市	消費生活展	リサイクル推進ポスター展
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会 参加人数30名
浦 安 市	環境フェア	環境問題を身近に感じていただくための啓発を目的とした環境漫才やストリートパフォーマンス、その他各種団体の実演・展示等に加え、「打ち水」のイベントを行った。 17年度予算額は1,659千円である。
袖 ヶ 浦 市	暮らしと環境を考えようin袖ヶ浦	市民と事業者・行政が一体となって環境イベントを開催し、地域における環境保全活動のあり方について問題提起、環境問題への取り組み方を紹介。
	環境学習講座	年4回 環境に関するテーマについて 参加者毎回約30人
	環境基本計画推進に係るシンポジウム	環境月間イベント「暮らしと環境を考えようIN袖ヶ浦」の1つの事業として今年3月に策定した環境基本計画の推進をテーマとしてシンポジウムを開催した。6月22日(日)、参加人数60人、決算額494千円
	自然散策会	(年2回 袖ヶ浦市内 参加者毎回約30人)
印 西 市	印西市自然探検隊	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。
	ごみ処理施設見学会	ごみの処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することによって、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
白 井 市	環境学習講座	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、自然環境の保全など環境に関するテーマを定め学習する講座を開催する。参加人数:50名
	自然観察会	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、市内の身近な場所を選定し、観察会を実施する。年4回(内1回はNPO法人に委託)参加人数:90名
	リサイクル講座	ごみの減量化、資源化に対する意識の向上を図るため、一般市民を対象に、リサイクル工場等の見学を実施。参加人数 44人
	第3回環境フォーラム	10月10日開催、参加人数:延べ108人 テーマ:「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」 地産地消がつくる白井市民の心のふれあい(守ろう白井の里山) 内容:基調講演、事例発表(5件)、パネルディスカッション
	小学生用環境家計簿	環境学習の一環として、エコノートを作成、配布し、環境保全への意識の高揚を図る。(小学校3校、小学3・4年生 380部)
富 里 市	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学校4～6年生を対象に環境学習を通じて、リサイクルの知識の習得を図り、豊かな創造性を培う。
	リサイクルフェア	ごみ減量及び資源ごみの有効利用と地球に優しい暮らしづくりを目的とする。
	施設見学	市クリーンセンターの施設を見学する(随時実施)。
	環境美化ポスター展	市内の小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示 参加者424名
	きれいなまちづくり推進家族の登録	きれいなまちづくりに賛同する家族を登録し、美化活動に対し支援する(随時受付)
沼 南 町	手賀沼船上視察	手賀沼の水質の現状を直接船上から視察し、まだ残されている沼の自然を観察しながら私たちに出来る水質浄化対策などを一緒に考える。町内在住の方対象に実施 定員35名
	環境講座	今日的課題である環境問題への関心を高め「地球規模で考え足元から行動する」ための資質を養うことを目的に講演会を実施。 (町内中学校4校で実施 延べ動員数1,531名)
	環境劇場(環境教育人形劇)	環境問題への関心を高め「地球規模で考え足元から行動する」ための資質を養うことを目的に環境教育人形劇を開催。(実績 延べ動員数 約300名)
本 埜 村	自然体験学習	船の上から印旛沼を観察するとともに沼周辺の清掃活動を実施 参加人数35名
光 町	自然観察会	希少昆虫等の観察を通じて、自然環境保全の意識の高揚を図ることを目的に開催。29名参加
大 網 白 里 町	環境美化モデル校事業	環境美化モデル校を指定し、アルミ缶の集団回収を行い、ゴミの再資源化・減量化の精神を養う。
大 網 白 里 町	環境シンポジウム	自分たちの住む町の自然を知り、再度環境について目を向けるべく環境シンポジウムを開催する。
栄 町	こどもISO講座	夏休みを利用し、親子で家庭の電気や水道などの使用料を観察し、節約のしかたについて考え、実践してもらった。
長 南 町	自然環境学習	私たちが生活する身近な場所(水辺)に住む貴重な動植物とふれあい、自然の大切さを学ぶことを目的に実施。
御 宿 町	こどもエコクラブ「地球っ子」セミナー	地域や地球環境について体験を通して学び、知る、守ることの大切さをトレーニングする。このことに対し、町で助成している。(助成額70,000円)
大 原 町	環境学習推進事業	一般町民を対象に、環境への認識をより一層深めていただくための環境学習会を実施している。(年5回)
	環境学習会	平成10年4月。町民の方々と、身近な環境問題について考え、学び、共にボランティア活動等を行う。
岬 町	環境カレンダーの全戸配布事業	ごみの収集日・分別の方法等とともに、環境ウォッチングの総括を掲載、環境保全に対する意識を高めてもらう。
	環境ウォッチング	町民を対象に自然観察会を実施し、結果をとりまとめた上で小冊子(カレンダー形式)を作成する。身近な環境に関心を持ってもらうことで、環境保全・創造意欲の高揚を目的とする。 (参加人員 15名 予算額 338千円)
天津小湊町	ふれあい学習	総合的なボランティア活動の一環として「ふれあい学習」を実施。(海岸清掃)

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で補助対象経費の90%（限度額15万円）を補助する。
	天然ガス自動車導入事業	平成14年4月1日より実施。市内ごみ収集業者（委託又は許可業者）へ天然ガス塵芥車の導入に対し補助金を交付する。
銚 子 市	銚子市地域環境保全活動支援	平成12年度11月1日から支給開始 事業内容…平成12年7月3日に自主警備団を結成、不法投棄防止のための監視、関係機関への情報提供 表彰…平成14年度環境保全功労者等環境大臣表彰（平成14年6月5日） 地域環境自主活動事業補助金交付要綱（H16.9.29） 対象（民間団体）政治活動、宗教活動もしくは営利事業目的を除く
市 川 市	環境活動団体支援事業	環境をより良くする市民活動の支援を目的として、環境活動を行う民間団体を支援している。登録した団体を対象に、講師の派遣、教材等の貸出、情報提供を実施している。（登録団体27団体）
	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワーク 平成12年5月発足 会員58
館 山 市	河川浄化活動補助金	地域住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする
松 戸 市	特色あるまちづくり活動支援事業	市民グループが、主体となつて行う、まちづくりのための調査研究、地域活動を支援する。
	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円、80町会（平成16年度）
茂 原 市	水質浄化活動団体に対する助成金	市内河川の水質浄化活動（周辺美化も含む）を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上（助成金は経費の1/2 以内で5万円を限度とする）補助金額550千円12団体（平成16年度）
	容器包装廃棄物等回収事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTA が行う資源ごみ回収に対し報償金還元金を交付。
成 田 市	成田の水をきれいにしよう運動	印旛沼・河川周辺の環境美化運動等いろいろな啓発普及事業を行う。また、各地域で身近な水辺環境を守り、水質浄化に役立つ活動を行う団体に対して、必要な物資等の提供を行う。
佐 倉 市	佐倉市環境ボランティア育成事業	地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を育成・支援していくため助成。補助対象経費の1/3（限度額30万円）
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	環境美化モデル地区の助成。リサイクル施設等の視察。公共施設の花いっぱい運動。空き缶回収運動。環境衛生大会の開催。
柏 市	雨水浸透ます設置費補助制度	湧水保全及び地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」を設置する市民に対し、費用の一部補助を実施。 一基あたり2分の1補助、上限15,000円 設置世帯、設置数：69世帯 122基（15年度）
	柏市民公益活動補助金	ボランティア活動やまちづくりに関連する活動など非営利かつ自主的な市民公益活動を行う団体を対象に補助金を交付 ①立ち上げ支援（たまごコース）活動事業費の2分の1で上限10万円 ②自立支援（ひよこコース）活動事業費の2分の1で上限50万円
	柏市営駐車場回数券購入費補助金	次のいずれかの自動車を所有又は使用している市内在住者又は市内事業者に対して市営駐車場回数券の購入費を補助 ①天然ガス自動車 ②ハイブリッド自動車 ③低燃費かつ低排出ガスのガソリン自動車
市 原 市	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。
	3R推進月間ポスター募集	3R推進月間（10月）にあわせ、市内小中学生を対象に「わたしのごみ減量大作戦」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰し、ごみの減量・リサイクルの推進に役立てている。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を進呈する。
流 山 市	市原市水辺美化活動費補助金	市内の河川敷等において、美化活動を行う団体に対し、その経費の一部を交付する。
流 山 市	市民環境フォーラム・流山事業補助金	環境問題について考え、意識の高揚及び啓蒙を図るため環境シンポジウムを開催する市民環境フォーラム・流山に対して補助を行っている。
我 孫 子 市	我孫子市雨水抑制施設設置補助金交付要綱	雨水の流出を抑制し、地下水涵養・湧水の回復等を図るため、雨水浸透ます、浸透トレンチ、雨水貯留槽の設置者に対し補助金を交付。補助額 1施設につき30,000円（施設が2以上の場合は50,000円を限度。）
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
富 津 市	環境浄化対策事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内4団体に補助金を交付する。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。個人・団体10名以内
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/か所
印 旛 村	印旛村ごみ集積場設置助成金交付要綱	ごみ集積場を設置、改修又は修繕し環境保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。ごみ集積場一箇所当たり その費用1/2 上限40,000円
栄 町	ごみに関する標語とポスターの表彰	ごみ問題と資源保護の大切さを認識していただき、ごみの減量化と再資源化を広く推進・啓発することを目的に実施。
大 栄 町	資源回収協力奨励金	平成15年4月1日から実施 各地区、子供会、老人クラブ、PTAその他団体が、常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対して奨励金を交付し、もってゴミの減量化と再資源化を図ることを目的とする。奨励金の額は、実施団体が取扱業者等に引き渡した再資源化物総重量に1キログラム当たり5円を乗じて得た額とする。ただし、5万円を上限とする。
山 田 町	危険物集積所新設工事補助金	増大するごみ等の適正な処理及び効率的な収集基盤の整備をし、施設整備を行う地域の団体に補助金を交付。上限80,000円、工事費の80%を補助金として交付。
多 古 町	多古ホテル祭り	河川愛護思想を広く普及することを目的としてホテルの放流、鑑賞会、環境づくりビデオ鑑賞会等の集いが行われる。この活動に補助金（100,000円）を助成。
海 上 町	廃棄物不法投棄防止対策事業活動報酬	不法投棄防止のため監視活動及び清掃活動を行う自治会等の団体に対して活動報償費を支給する。
飯 岡 町	環境モデル地区推進整備事業	地域社会における快適な居住環境づくりを図るため、各行政区をモデル地区に指定し補助金を交付する。
大 網 白 里 町	不法投棄監視パトロール	不法投棄の監視員20名を各地区に配置して不法投棄等の監視パトロールを行っている。
山 武 町	山武町不法投棄防止対策事業	山武町の環境保全を目的とし、不法投棄監視活動を行う住民自らが組織した団体に対し、その活動に要する経費を支援する。
	環境保全団体への助成	環境保全活動を実施している団体に助成金を交付する。（きれいな地下水を守る会・山武町環境問題連絡協議会）

市町村名	名 称	内 容
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業補助金	廃棄物の資源回収を実施している団体（子供会、PTA等）に対し、補助金を交付する。（1kg/3円）
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金	制定平成2年4月1日 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
長 南 町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	不法投棄監視パトロール	不法投棄の監視員5名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。（営利を目的とするものを除く）。有価物回収重量3円/kg
岬 町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
丸 山 町	原材料費支給（補助）	町内行政組を対象。ゴミステーションを設置する際に原材料費を補助（上限70千円）
	情報提供	「ごみ不法投棄の情報提供に関する契約」を町内郵便局と結び情報の提供を得る。
和 田 町	集団回収実施団体補助事業	資源回収を行った団体へ3円/kgの補助。
	ごみ集積施設整備事業補助金	ごみ集積施設を整備する者に対し補助（費用の1/2の額、上限25,000円）

ソ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	ISO14001認証取得	市役所本庁舎を適用範囲として、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を平成13年6月に取得した。さらに、千葉中央コミュニティーセンターにサイトを拡大し、平成15年12月に認証を取得した。
市 川 市	市川市環境市民会議	環境施策に市民意見を積極的に反映させるため、公募市民からなる環境市民会議を設置している。第3期環境市民会議は「環境家計簿の普及」「マイバッグの推進」をテーマとして活動し、実体験を踏まえた報告書を作成した。第3期：H13.10.9～H14.4.15
	ISO14001環境マネジメントシステムの取組	本庁舎を中心とした18の施設を対象に環境マネジメントシステムを構築・運用している。総合計画、環境基本計画の重点施策・事業を環境マネジメントの対象とし、環境保全を推進する。（クリーンセンターでは、平成12年2月からすでに取組が推進されている。）
	市川市自然環境保全再生指針	平成13年度から3年かけて実施した自然環境実態調査の結果を受けて、総合計画の基本理念の一つである「自然との共生」の具体化を目指し、残り少ない市川の自然環境を保全し、また、失われた自然環境の再生を図るため、市民を交え自然環境保全指針の策定作業を進めた。17年度に策定予定。
船 橋 市	清掃工場におけるISO14001の取組み	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス（リサちゃん号）の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
館 山 市	館山市市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物及び土砂等の不法投棄等を未然に防止するため、不法投棄監視員制度に関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の保全に資する。
	館山市環境審議会	環境問題にかかわる事項について必要な調査・審議を行い市長に答申し、又は建議する。
松 戸 市	松戸駅周辺ポイ捨て対策モデル事業	10年10月より、松戸駅周辺500m圏内にてポイ捨て防止事業を実施。
野 田 市	不法投棄防止パトロール	廃棄物減量等推進員地区代表者（33名）による市内不法投棄重点巡回箇所を2人1組で月2回パトロールを実施。（H13.12～）
茂 原 市	「エコステージ1」認証取得	上記区分に入らない環境保全、公害防止に係る新たな取組やユニークな取組等環境マネジメントシステムの「エコステージ1」をH17年2月28日に認証取得。
成 田 市	緑化推進事業	年2回、各区へ花の苗を配布し、緑地に植栽・管理してもらう。
	ホームページ開設	印旛沼の概要や汚濁の状況、沼にまつわる伝説や昔話などを掲載している。
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的に平成12年3月31日制定。平成12年7月1日施行。
佐 倉 市	ISO14001認証取得	平成13年3月9日取得。（平成16年3月9日更新）
東 金 市	ISO14001	平成12年2月23日取得。自治体が率先して環境問題に取り組む姿勢を住民や企業にアピールする事により、環境への啓発効果が期待される。
	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働して15年3月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。16年度のべ参加者数106名。
柏 市	かしわ環境ステーションの整備	平成17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として整備。
勝 浦 市	一日清掃	市行政区（45区）ごとに年8回の一日清掃日を設定し、区域内の空き缶拾い、草刈り等を実施。
流 山 市	江戸川クリーン大作戦	16年5月30日実施。17年5月29日実施。
	春季・秋季ゴミゼロ運動	16年5月30日実施（春）。17年5月29日実施（春）、16年11月14日実施（秋）
	ポイ捨て防止キャンペーン	16年10月20日～22日、17年2月4日実施
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員を設置要綱 平成12年10月1日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱 平成15年4月1日制定
	ISO14001	平成17年2月23日取得
浦 安 市	ISO14001の取組み	平成13年11月30日取得 市自らも環境に配慮した事業活動に努め、深刻化する地球環境問題に取り組む地球環境の保全を図る。
	あき地の草刈り	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例 昭和50年10月7日
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市ゴミ集積箱設置整備事業補助金	清掃事業におけるごみの衛生的な処理の普及を図るため、ゴミ集積箱設置整備事業に要する経費に対し、補助金を交付。
	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	監視員を設置することにより、自然環境の破壊及び景観を損なうおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。

市町村名	名 称	内 容
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行なう。
白 井 市	廃棄物野焼き、投棄・堆積追放対策会議の設置	廃棄物の野焼き行為、投棄行為及び堆積行為を追放し良好な環境を維持する。
	生活環境指導員の委嘱 ISO14001白井市の取組み	各自治会単位で指導員を委嘱し、ごみの排出指導等分別の徹底、不法投棄の監視等を業務とする。 職員は市の行う事業活動がもたらす環境に対する影響を自覚し、環境への負荷を低減させるための自主的な取り組みであるISO14001環境マネジメントにより環境の保全に努める。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成14年4月1日に導入
沼 南 町	美化協力員設置	増大する廃棄物の不法投棄の防止を図り、快適な生活環境を確保すると共に、環境行政の効果的な推進を図る。美化協力員20名
	不法投棄監視員設置	不法投棄等の防止及び屋外燃焼行為による災害発生並びに自然環境の破壊を未然に防止し、町民の健全で快適な生活環境の保全に務める。不法投棄監視員（町職員55名）
本 埜 村		ごみ減量キャラクターを作成し、減量化の推進を図っている。
栄 町	再生品トイレットペーパー（ドラムロール）の作成	役場から排出された、コピー用紙などからトイレットペーパー（ドラムロール）を作成し、イベント時に町民へ配布及びPRしている。
下 総 町	ごみステーション施設整備補助金	ごみの分別の推進を図るために、自主的にごみステーション施設整備を行う地域の団体に事業費の半額を補助
大 栄 町	ゴミステーション設置補助金	ゴミステーション及びその周辺環境の美化を図るため、ゴミステーションの新設または増設を行う地区または地域団体に設置費用の内、税抜き価格の2分の1を補助する。但し、10万円を上限とする。
山 田 町	廃棄物最終処分場及び河川水質調査	廃棄物最終処分場等からの放流水（7ヵ所）、周辺土壌（6ヵ所）、隣接する井戸水（10ヵ所）及び臭気の測定分析業務を実施。
	不法投棄防止対策事業	山田町環境美化条例制定に伴い、『環境美化条例制定の町』立看板及び懸垂幕の設置。
光 町	不法投棄防止・リサイクル啓発キャンペーン	不法投棄監視員による不法投棄防止とリサイクルの意識啓発を図るため、光町産業まつり・文化祭会場でキャンペーンを実施。
	不法投棄防止対策事業 里親ボランティア	月1回町内全域をパトロールし、不法投棄防止と早期発見を行う。 ボランティア連絡協議会に加入している方々の協力を得て、町内道路等でポイ捨てゴミの多いところを里親として美化活動を行い、環境美化の意識高揚を図る。
成 東 町	ホームページ開設	町ホームページに環境関係の情報を掲載する。12年4月1日から
松 尾 町	ISO14001認証取得	庁内の環境改善活動及び施策・事業の環境配慮活動を行うためISO14001を平成15年3月7日に取得した
横 芝 町	1日清掃	町行政区（82区）ごとに「ゴミゼロ運動」とは別に年1回、12月にカン、ビン粗大ゴミ等の収集、草刈り等を実施。
	空き地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し、生活環境を悪化している空き地の所有者に対し、雑草を除去し、適正に管理させる。7年3月29日制定
睦 沢 町	フラワー&クリーン作戦（花いっぱい運動）	花の街づくりを通じて美しい生活環境を作り出す。年3回、各区に町から花の苗を配布し花壇等へ植栽、管理してもらう。9月は各地区へ花の種子代を助成し地区で花を栽培
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業費補助金交付	個人が建築する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する。
	特定環境保全公共下水道事業	生活環境及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の保全を図るため公共下水道の整備を行っている。認可計画161ha
長 柄 町	町内美化事業	町シルバー人材センターと業務契約し町内に捨てられたゴミを定期的に撤去する
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収（週1回）、町協力団体による古紙の回収（月1回）
鋸 南 町	リサイクル活動助成	各小学校におけるリサイクル活動への助成
和 田 町	全町一斉ふるさと美化運動	町民自らが生活環境の美化に関心を持ち、行政連絡員の指示で月1回の清掃活動を実施。